

平成15年第5回防府市議会定例会会議録（その2）

平成15年9月8日（月曜日）

議事日程

平成15年9月8日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1番	横見進君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	山本久江君	6番	藤本和久君
7番	斉藤旭君	8番	横田和雄君
9番	岡村和生君	10番	弘中正俊君
11番	安藤二郎君	12番	山田如仙君
13番	田中敏靖君	14番	藤野文彦君
15番	馬野昭彦君	16番	木村一彦君
17番	熊谷儀之君	18番	佐鹿博敏君
20番	松村学君	21番	大村崇治君
22番	広石聖君	23番	久保玄爾君
24番	今津誠一君	25番	河村龍夫君
26番	藤井正二君	27番	青木岩夫君
28番	深田慎治君	29番	平田豊民君
30番	中司実君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	浅田道生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	岡本智君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 村重誠君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時 1分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

10番、弘中議員、11番、安藤議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（中司 実君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので、御了承をお願いいたします。

これより、質問に入ります。最初は、6番、藤本議員。

〔6番 藤本 和久君 登壇〕

6番（藤本 和久君） 民友会の藤本です。通告に従いまして、2件、質問をします。最初に、居住環境の維持管理について質問します。

防府市は、平成元年度を初年度とし、平成12年度を目標年次とする防府市新総合計画によって、計画的な都市づくりを推進、そして、平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年次とする第三次防府市総合計画によって、総合的な都市づくりを推進しています。その成果が、自然も残しながら都市整備が進んでいるのだと思います。今後も継続して、総合的な都市づくりを推進していただきたいと願っています。

居住環境に関しては、第三次防府市総合計画の第1章「“元気”に住める環境づくり」にうたわれております。これには居住環境の整備計画はありますが、公園、道路、河川、緑地帯等、公共用地に生えている雑草の処理、植樹されている樹木の剪定、堆積した土砂の処理、不法投棄されたごみの処理等の維持管理についての計画はなく、せっかく整備された居住環境が維持管理できていないのが実態です。

公共用地の維持管理ができていない実態を数例紹介したいと思います。1例目。浜方の企業団地に投棄されたごみが散乱しています。この場所は絶好の魚釣り場で、大勢の釣り客が訪れ、釣り客の一部でしょうが、弁当がら、空き缶、ペットボトル等を投棄しているようです。周辺には企業しかなく、ボランティアによる清掃活動は行われていません。

2例目。新天地の鉄道高架横の歩道に設置されているフラワーポットが随分前から破損しているが、そのままになっています。

3例目。向島運動公園の駐車場やグリーンベルトに、弁当がら、空き缶、ペットボトル等が投棄されております。ここもボランティアによる清掃活動は行われていないのではないかと思います。

現在、公共用地の維持管理は、市民ボランティア、市職員のボランティア、企業ボランティア、労働組合ボランティア等の活動で支えられていると言っても過言ではないと思います。厳しい財政状況にあっては賢明な施策だと思いますが、こうしたボランティア活動が受けられない箇所が、市内には今、紹介した以外にも多くあると思います。

また、今はボランティア活動で維持管理されている箇所でも、継続されて維持管理される保障はありません。やはり行政主導で、計画性を持った居住環境の維持管理が必要と思います。当局の御所見を聞かせてください。

次に、中学校への暖房設備の導入計画について質問します。

さきの6月議会の一般質問で、中学校への暖房設備の導入計画について質問しましたが、教育長より導入計画はないとの答弁がございました。私の時間配分がまずくて、十分な質疑ができませんでしたので、改めて質問したいと思います。

中学校への暖房設備の導入について、その必要性がないと判断されているのか、あるいは、必要性は感じているが、設置及び維持管理に要する費用がないのか、どちらでしょう

か。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 6番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは居住環境の維持管理についての御質問にお答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、公園、広場、その他の公共の場所を管理する者は言うに及ばず、利用する者についても常に清潔に保つよう努めなければならないと規定されております。これに基づき、市が管理する公共の用に供する場所については、散乱するごみの処理、雑草の除去、樹木の剪定等、適宜、回収・処理等を実施し、清潔の保持に努めております。

また、毎年7月に実施されておりました佐波川・横曽根川一斉清掃に加え、平成13年度より市民一斉清掃を提起し、数多くの企業、団体、自治会の参加・協力をいただき、身近な地域環境の美化と、清潔で美しいまちづくりを実施しており、これらの活動を通して、日常における環境保全のための行動についての意識が高揚してきたと考え、大変喜ばしいことと存じております。

しかしながら、一部の心ない者によるポイ捨てを含めた不法投棄等の違法行為が、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を初め、その他法令で規定され、罰則が設けられているにもかかわらず、後を絶たないのが現状で、まことに残念なことであります。

このようなことを踏まえ、昨年4月に「防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」、また、「防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例」をそれぞれ制定し、ポイ捨て防止の看板を作成し、希望者に無料配布するなど、モラルの向上を図っております。

これからも、公共の用に供する場所の管理の一層の徹底を図るとともに、ごみの持ち帰りや公共の場所の清潔の保持など、市民一人ひとりの自覚を求める啓発に努め、良好な居住環境の確保を図ってまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長より答弁いたします。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 居住環境の維持管理をボランティア活動に頼るのは結構なんですけれども、維持管理状況にあるかどうかの把握が大事だと思うんですね。その方法には2つある。1つは、行政が積極的に把握する方法。もう一つは、消極的ですけども外部

からの情報だと思えます。

これ、私、質問は全部門にわたりますので、失礼ですが指名をさせていただいてお聞きしたいと思えますけれども、行政で維持管理状況を把握しているかどうか。先ほど3例紹介しましたけれども、これの担当の部門、土木建築部と都市整備部にお伺いしたいと思えますけれども、その把握する方法と、その把握する方法を規定した帳票類、これはどういふものがあるか、お尋ねしたいと思えます。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） それでは、浜方の件でございますが、これは、通報があったときに現地に行きまして、処理をしております。その他の部分につきましては、道路パトロール等で対応をしております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） 都市整備部の管理であります公園と緑地につきましては、公園につきましては、愛護団体という半ボランティア的な組織をお願いしております。それから、電話なりで連絡があれば、ごみを取りにいく、こういうふうな形をつくっております。

以上でございます。

6番（藤本 和久君） 帳票、その業務を規定している帳票は何か。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 別に制定しておりません。

都市整備部長（岡本 智君） 帳票は別に規定しておりません。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 普通、業務を指示しておるのであれば、必ずその裏づけになる帳票がないと、これは担当者の自分の思い、それから上司の思いで、その仕事の質が変わってくるんですね。これはぜひ帳票類を整備してもらいたいと思えますけれども。

道路パトロールで、居住環境の維持管理状況を把握していらっしゃるんですか。どういう指示をされておるか、それをお伺いしたいと思えます。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） パトロールには常時出ているわけでございますが、その都度、気づいた時点で処理をしておる状況でございます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） そういう状況の把握は、私は十分できていないというふうに判

断をしたいと思います。

それから、市長へお尋ねしますけれども、居住環境の維持管理について、積極的に情報収集をする気があるのか、ないのか。それから、外部の情報に対して、どういうふうに思われているか、ちょっとお伺いしますけれども。これは、先ほどの事例で紹介しました釣り客が投棄したごみですけれども、このごみの撤去について、私はクリーンセンターにお願いに行きました。ここは道路課の所管なので、道路課の依頼がなければ回収できないとの回答でした。仕方がないので私、道路課にお願いをいたしまして、撤去をしてもらいました。

庁内には、部門間の壁があるように思うんですね。縦割り行政の典型的な悪さが見えております。外部から情報を受ける部門が複数あると、情報提供者はどこに電話していいかわからんわけですね。こうではなくて、外部からの情報は、例えば維持管理情報センターとかいうのをつくって、そこに電話をすれば、すべての業務が庁内調整をされて、しかるべく部門へ、そこが改善を依頼するといったような情報の流れ、横割り行政の導入を私は強く望みたいと思うんですけれども、そういう考えがあるのか、ないのか、市長のお考えを聞きたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私もかねてから、議員がお気づきのような、場所は違いますが、いろいろな箇所等々の私なりの気づきを、その都度、私の場合には秘書室長に話をして、秘書室長の方からそれぞれの責任課の方へ連絡を入れるというような形で対応をいたさせております。

また、先ほどのクリーンセンターの方へ、議員みずから直接連絡をされたんだが、それは道路課の方へまず言ってくれというような対応の仕方は、私としては、いかなものかなと思います。と思いますが、そういうふうな取り決めといたしますか、内部の規定の中で職員は動いているわけでございますので、そこら辺のところも少し御理解をいただいて、さりとは、ぐるぐる回したりするような形は、私は決していいことではないと思っておりますので、臨機応変の正しい対応をするように話をしてみたいと思っております。

一つ、機構の問題については、これはそれぞれ部門別で行われていることでございますので、その縦割りのものを、横での連携を密にしていくことによって、比較的スムーズな組織形態にしていくよう心がけていかななくてはならないのではないかとこのように、私なりに思っているわけでございます。

いずれにいたしましても、私たちが住んでおる、このふるさとを清潔に、そして安全に暮らしていける状況にしていくということは、市民共通の責任でございますし、また、行

政としても当然の責任がある、そのように思っておりますので、いま一度、周知徹底して、これらの対応に万全を期してまいりたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） よろしく願いいたします。

次に、維持管理の実務についてお伺いしますけれども、草刈りとか、剪定、土砂の除去、ごみの収集、撤去等を計画的に行っている部門があれば、その方法とその業務を規定した帳票名を聞かせてください。全部門にお願いいたします。

議長（中司 実君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 私どもの管理しております河川につきましては、年間平均2回、土砂のしゅんせつをしております。帳票類は別にございません。

6番（藤本 和久君） なし。

土木建築部長（林 勇夫君） はい。

議長（中司 実君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） 公園及び緑地の維持管理でございますが、大規模公園につきましては、財団法人防府市公園緑地協会へ、樹木の剪定、除草、清掃を委託しております。また、小規模な公園につきましては、先ほど申しましたように、地元で管理をしていただく愛護会をつくっております。これにお願いしているところでございます。

ごみの収集につきましては、定期的に回収をしております。議員御指摘のように、一部の公園には空き缶等、ペットボトルが投棄され、景観を損ねておるということは事実でございます。私どもも大変苦慮しているということも現実でございます。

以上です。

6番（藤本 和久君） 全部門、聞かせてください。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 私どもで管理しております農村公園、あるいは森林公園でございますが、農村公園につきましては10カ所ございますが、これは基本的に地元で維持管理をしていただくというような格好で、今現在、管理をしております。

それから、森林公園につきましては、市の担当職員が随時回りまして、管理なり、不法投棄されたごみ等々については収集しているというような状況でございます。

それから、大規模な農道が3本ばかりありますが、大平山を含めてですね、それについても市の方で維持管理をしております。

以上でございます。

6番（藤本 和久君） 帳票はありますか。

議長（中司 実君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 帳票は特に定めておりません。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 要は管理されていないというふうに私は思います。防日新聞の投書欄がありますけれども、消防署前の公園の雑草が生い茂っているという投書がありまして、投書があること自体が、私、市の恥だと思うんですけれども、1回目の投書があっても何ら処理をされていない。それから2回目の投書があって、やっと処理されたかどうか分かりませんが、今はきれいになっております。こういった外部からの投書があること自体が私は恥ずかしいことだと思うんですけれども、そこらが、投書があったにもかかわらず、何ら動きをとっていないという行政の態度ですね、態度と言ったらおかしいですが、そういった姿勢、これは民間だったら死活問題ですよ。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、県・国の所有地について、どのように思われているのか、管理されているのか、お伺ひしたいと思いますけれども。これも事例で、浜方の護岸周辺を年に1回、企業がボランティアで、草刈りと投棄されたごみの収集を行っております。刈り取った雑草と収集したごみの回収を、これも同じく、私はクリーンセンターにお願いに行きました。すると、ここは県の土地なので回収はできない、こういうことでした。しかし、今までずっとやってきていますよということで、ことしはやりましょうと。実際やってもらいました。しかし、来年度以降は県と相談してほしいと言われました。本来なら県が、草刈りから、ごみの収集までやるべきところなんですね。これを企業がやっているわけです。そのやっている企業が県にお願いに行かにかいかんのか、私は情けなく思ったんですけれども。国とか県の所有地についても、市が窓口できっちりやってもらいたいと思うんですが、市長、どういふお考えをお持ちでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 国・県の管理しておられるところを、私どもが勝手にどうこうということはできないと思います。ただ、そこにおける気づき等々については、少なくとも私はどんどん気づきを、その都度、国なり、県なりの管理されておられる機関へ話をいたしております。官公庁等連絡協議会と申しまして、二月に1回、約2時間ばかり、いろいろな32団体ぐらい、民間の企業も入っておられますが、協議する機関がございまして、改めて私の方から、そういう会などを通じて、市民からのいろいろなお声があり、民間の皆様方のボランティアによって、いろんな清掃作業などにも取り組んでいただいているので、ひとつよろしくというようなことなどを次回、申し上げたいと、そのように考え

たところでございます。

いずれにいたしましても、昨今の、一言で言えばモラルの低下でございますが、それを注意を促すという意味で、壇上からも答弁いたしましたように、空き缶のポイ捨て、あるいは犬のふんの放置を禁止する、これは顕彰条例でございますけれども、罰則規定はございませんが、新たにつくりまして、昨年4月から施行しております。同時に、佐波川清流保全条例等も制定、徳地町さんと一緒になってつくっておりますし、罰則つきの自動車の放置防止条例も本市は施行しているわけでございますので、重大な関心を持って、市民生活の環境保全に対しては、前向きに取り組んでいるということは、どうぞ御理解をいただきたい、そのように考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） よろしくお願いいいたします。

先ほどの件ですけれども、その企業はやはり県に言わないといかんのですか。クリーンセンターに言ったら、ちゃんと動けるような体制をとっていただけないのか、どちらでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私が考えますのには、やはり国が管理をし、あるいは県が管理をしているエリアというものについては、それなりの管理責任が、国なり、県なりにあるわけでありまして、市民からそういうふうな通報などがあった場合は迅速に対応していただきたい旨、私の方から今度、お話をしておきたい、そのように思っております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） ちょっと聞き取りにくいんですけども、ボランティア活動をして、ごみを収集、あるいは草刈りをした企業は、県に言わせんにやいかんのか、国に依頼をせんにやいかんのか、それをはっきりしてください。市に言うたら、市が取り次いでほしいんです。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） やはり管理する責任のある団体の責任であると思っておりますので、まずは県なり、国なりの管理責任者の方にお話をいただきたいと思っております。というのは、それによって、それらの機関が費用の面とか、あるいは労力の面とか、いろいろな面で、市の方へ改めて要請をしてくる場合においては、市の方で対応も可能であると、そのように考えております。

議長（中司 実君） 助役。

助役（土井 章君） 藤本議員さんの質問に、市長、ちょっと質問と答弁がすれ違い

があったと思いますが、市民の方にしてみれば、その空き地等々がどこが管理しているかは全くわからないわけで、たまたまクリーンセンターに電話されたら、それは国有地だ、県有地だということのようですが、一応、環境美化については、生活環境課がトータル的な管轄をしております。ですから、市民の方からそういう、ここがこうなっているという情報を生活環境課の方へお寄せいただければ、生活環境課の方から、それを管轄しておる国なり、あるいは県に改善を求めるといのが筋だろうと思うし、そういうふうにするように指示をいたします。

クリーンセンターの場合は出先機関でございますので、若干そこら辺の融通はきかないかもしれませんが、大変御無礼いたしました。クリーンセンターにもそういう情報が寄せられたならば、これはあそこじゃから、これはここじゃからということではなくて、生活環境課の方に情報を提供し、生活環境課の方で処理をさせるように指導いたします。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） よろしくお願ひいたします。

居住環境の維持管理の全般について質問しましたけれども、個別に、ごみによる居住環境の悪化対策について質問したいと思います。

ごみによる居住環境の悪化対策には大きく2つ方法があると思います。1つは、ごみの投棄を防止する。もう一つは、投棄されたごみを回収する。できれば両方、悪くても片方だけでもきっちりすれば、居住環境の悪化は防止できると思います。

ごみの投棄防止ですけれども、先ほど御答弁ありました廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これを取り締まれるわけですけれども、ごみを投棄する人は、この法律を犯すと犯罪者ですね。ごみの投棄をなくすには、この犯罪者をその法律で取り締まるか、あるいは罪を犯さないような予防策をとるか、これも両方できればいい、できなければ、片方だけでもやれば、犯罪は少なくなるというふうに思います。

犯罪者を取り締まるのは警察に任ずとして、罪を犯さない予防策について質問したいと思います。

ごみは持ち帰りましょう、このかけ声は大いに結構ですけれども、犯罪者はそんなかけ声ではごみは持ち帰りません。罪を犯さない予防策として、例えば監視用のテレビカメラを設けるとか、賛否両論はあるんですけれども、人の集まる場所には大きなごみ箱を設置するとかといったいろいろな予防策は考えられると思いますけれども、そういう予防策について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。どなたに質問していいかわかりませんが、市長。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も単純に、たくさんの人が集まるところにごみ箱を、それも分別していきやすい、御協力いただけるような大きなものを設置すべきであると、私は個人的には思っております。

しかし、この5年間、そういう形を提唱はしておりますけれども、なかなか予算面、あるいは、ごみは持ち帰るべき筋合いのものであるという観念が非常に役所の中には強うございまして、簡単にそういうふうな形が進められていないのが残念ながら現状でございます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 昨年、私、ニューヨークの方へ行っただけですけども、私はニューヨークのまちというのは非常に汚いまちだというイメージを持っておったんですけど、全然違っていて、まちにはごみ一つ落ちていません。公園、それから美術館と、人が集まるところには、こんな大きなごみ箱が約100メートルおきぐらいに設置されておまして、毎朝、それを市が回収している。ごみはどこで投棄しようが、全国レベルで見たら、ごみの量は同じなんですね。であれば、大きなごみ箱で投棄されたごみを回収した方が、全国的に見たら効率的だというふうに私は個人的には思いますけれども、どうか市内で、そこらを調整していただきたいというふうに思います。

それから、ごみの回収は将来、民間委託されます。今は市内で調整をして、クリーンセンターが回収すれば済む問題が、今度は業者を介することになるんですけども、そこらについて、私、一市民として、ごみの回収がさらに難しくなるのではないかと危惧しておりますけれども、私の危惧だけであればいいんですけども、そこらはどういうふうに思われていますか。市長、よろしくをお願いします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 自主搬入のことですか。

6番（藤本 和久君） ごみの回収は民間委託されますね、自主搬入ではないです。行政改革で、今、ごみの回収はクリーンセンターが行っていますけれども、民間委託をされる。そのときに、ごみがあるから回収してほしいと言ったときに、今まで以上に難しくなるのではないかというふうに思うんですけども。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私はその逆に、民間委託されることによって、委託を受けた社は、信用にかけて、誠意を持って回収作業に取り組んでくれるであろうと、そのように逆に思っております。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） すみません、質問の意図が十分伝わっていないと思うんですけども。浜方にごみが放置されているから、ごみを回収してほしいと生活環境部に言います。そうすると、生活環境部は、職場が今、回収していますから、回収は普通にできると思うんですけども、今度は第三者企業になるんですね。そうすると、その費用の発生も出ますし、そこらが難しくなるのではないかと危惧していますけれども、そういった意図の質問です。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は全く懸念をしておりません。その担当の役所における部署が、きちっとした管理を、民間委託をお願いした社に対して行っていく、責任を全うすることによって、きちりできるというふうに考えております。

議長（中司 実君） 以上で、1の都市環境の整備についてを終わります。

次に、2の教育環境の整備についての答弁を求めます。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 議員お尋ねの中学校への暖房設備の導入についてお答えいたします。

さきの6月議会で御答弁申し上げましたとおり、比較的温暖な気候、あるいは建物の構造の機密性、あるいは教室への日当たり等から、今まで特別な支障がなく、生徒たちが学習していると考えております。したがって、中学校の普通教室への暖房設備の設置は現状では考えておりません。

以上でございます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 6月議会と全く同じ答弁でした。再質問させていただきますけれども、学校の環境衛生については、学校保健法第3条に「学校においては、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じて、その改善を図らなければならない。」と定めております。

この条文を受けて、学校環境衛生の基準が規定されております。これによりますと、冬の温度については10以上が望ましい。また最も望ましい温度は18～20となっています。また、事後措置として、温度は10以下が継続する場合には採暖 暖房をとることで 採暖できるようにすると規定をしています。

先ほどの御答弁では、設置の必要性がないという判断だろうと思っておりますけれども、この学校保健法及び学校環境衛生の基準に照らして問題ないと判断されていらっしゃるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 御質問にお答えいたします。

ただいま、議員さんからお示しいただきました学校保健法第3条、あるいは学校環境衛生の基準があるわけですが、この学校環境衛生の基準は学校環境を衛生的に維持するためのガイドラインが示されるというふうに考えております。

したがって、日常の点検での教室の空気の項では、不快な刺激や臭気がないことや、適切な換気を行うとともに、最も望ましい教室の温度は、冬期で18～20、夏期で25～28であるというふうに述べられています。冬期で10以下が継続する場合には採暖等の措置が望ましいとされています。この基準は学校における環境衛生の望ましい基準として示された通知でありまして、その基準を参考にしながら、それぞれの地域、あるいは場所の実情に応じて判断することになっており、議員御指摘の法律に違反するという懸念は当たらないと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 教育長が、教育長というか、教育委員会が思われている暖房設備の設置の基準というのはどういうものですか。例えば、小野中学校はあります。それから、市内の小学校はあります。ガイドラインであるかもしれませんが、基準が定められておるんですから、その基準にまず従うというのが私は普通だろうと思うんですね。そうじゃなくて、教育委員会独自の判断基準があれば、それを示していただきたいと思えます。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

教育委員会独自の基準を持っているわけではございません。先ほど示されました学校環境衛生の基準にのっとっているわけですが、まず、本市のこの地形からいきます実態というものを踏まえながら判断をさせていただいております。

まず、小野中学校という名前が出ましたが、この学校の置かれています環境は、気温あるいは降雪など、通年の自然気象現象から寒冷地というふうに判断をいたしておりまして、ここに暖房設備の導入を図っているわけですが、現在も、気温8以下の場合に使用するストーブ規定を学校の中でつくっているのが現状でございます。昨年の例で申しますと、8以下の日が、1月が17日、平均気温は5.8でございまして、2月が16日で、平均気温が6.6となっております。

本市の中では小野中学校が一番寒いところにあるわけですが、他の中学校、こ

れは可能な限り、学校の12月、1月、2月の気温をこちらの方に情報として集めたわけですが、この気温測定をやっています学校につきましては、先ほど議員の御指摘がありましたように、10 という、この温度を基準として考えたときに、全般的にこれよりも高い温度を維持しているというのが現状でございますし、また、私自身も市内2校ほどの勤務をさせていただきましたが、そのときに特別に本市の学校の中で寒いという感じは持っておりませんでした。

したがって、後段は私自身の感じでございますが、学校からいただきました情報に基づきますと、必ずしも10 がずっとつながっているとか、あるいは非常に寒く感じているという現状ではないように思っていますから、こういうふうに判断をしているわけでございます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 測定する時間にもよると思うんですけども、10 以下がないというのはちょっと信じがたいんですけども。

ある中学校の平成14年12月から平成15年3月までの、これは教室ではないんですけども、室温のデータが今、手元にあります。10 以下の日の割合ですけども、毎日測定していないので何とも言えないんですけども、12月が12日測定して2日ほど10 以下がありました。14%。1月は17日測定して16日、94%。それから、2月も17日測定して16日、94%。3月は13日測定して7日、54%。やはり、1月、2月はガイドラインとは言いながら10 を割っているんです。

それから、10 以下が継続した日数ですけども、途中、土・日とか測定していない日がありますので、測定日で見るときに22日継続しておるわけです。ガイドラインと言いながら、ここらを満足していないのは非常に問題があると私は思うんですけども。

今年度、第1時限目の各教室の温度を測定していただいて、この学校環境衛生の基準に照らして問題がなければいいんですけども、問題があるのであれば、改めて教育委員会で討議、論議していただきたいと思っておりますけれども、そのお考えがあるかどうか、お願いします。

以上。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

ただいま、議員さんの方から御指摘ございましたが、我々が情報を得た段階では、各学校によって、かなり温度をはかる時間の差、あるいは場所等々のいろんな条件が違いますので、必ずしも現段階では比較ができない問題がございますけれども、10 以下の日が

継続している学校があるということでございます。外気温と内気温の差、あるいは廊下と教室ではかかる場所によっての差、あるいは部屋の中の人数、あるいは時間の経過等々、差異がございますので、今、御指摘いただきましたように、これからの暖房機の設置につきましては、学校環境衛生の基準の検査方法というのがはっきり銘打ってございますので、市内共通の条件でもって、もう一回温度を測定したいと思っています。これは小学校も含めて、小・中通して、この温度を測定した上で、議員の御指摘の方向について検討させていただきたいと思っています。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） どうかよろしく願いいたします。

参考までに情報提供したいと思うんですけれども、市内に3校の県立高校があります。3校の普通教室への暖房設置について、県教委に、これは6月ですけれども、問い合わせをしました。そうすると、防府商業高校、これは平成14年度に設置をしております。それから、防府高校及び防府西高は今年度予算化をされております。小学校にはある、高校にはある、中学校にはないというねじれ現象がありますので、ぜひとも早期に解消していただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（中司 実君） 以上で、6番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、11番、安藤議員。

〔11番 安藤 二郎君 登壇〕

11番（安藤 二郎君） おはようございます。政友会の安藤でございます。通告に従いまして、2件ほど質問をさせていただきます。

最初に、地方分権改革についてということでございますが、現在、合併を初めとしまして、本格的な地方分権が進められようとしておりますけれども、もう一度、地方の政治のあり方について、政策主体となります、首長、議会、市民のかかわり方について、具体的な2つの事件を見ながら考えてみたいと思います。

2つの事件というのは、1つは、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業公共公益施設検討懇話会であり、もう一つは、国民文化祭・やまぐち2006にかかわる防府市での開催事業検討会という、一口では言えないぐらいの長い懇話会、検討会のことでございます。前者は、図書館の移設という、防府市のまちづくりにとりまして基本計画に触れる極めて重要な案件を推進した会であり、後者は、国民文化祭において、防府市の文化として、防府市が将来に向けて発信すべきものは何かということを決めた会でございます。

この2つの案件は、一方の市民の代表者たる議会の承認を得ることなく、片方の市民の

代表者たる市長の判断によって、すべて決定されました。多くの市民の皆さんは、まさか議会の承認もなく決定されているなんて思っていないでしょう。しかし、それが現実なのです。市民の方には、この事実をよく知ってもらわなければなりません。

かの不人気のきわみであります、からくり時計も、同じように政策立案段階での議会の承認はなく、市長の判断によって決められたにもかかわらず、議会は承認したではないかと後世語り継がれているのであります。こんなことがたびたび繰り返されてはたまりません。今後、本格的に地方分権を進められようとしている中、特に政策決定の過程における首長、議会、市民とのかかわり方について見直す必要がありそうです。

最初に、首長と議会とのかかわりの問題点について触れていきます。

第1点。議決という議会の力を定めている地方自治法第96条第1項があります。これは一般的には制限列举主義と言われておりまして、どちらかといいますと、自治体が議会の機能を制限しているものとあります。

一方、首長の担当事務はと申しますと、同じく第149条で「普通公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。」と決めておりまして、議会が定めるもの以外、すべてですから、まさに首長の優位性を反映して、ややもすると首長の独走を許してしまう、このような条文が厳然としてあるわけです。

第2点。日本の地方自治というのは世界に類を見ない変則的な制度と言われております。それは二代表制をとっているということです。すなわち、ともに市民によって選ばれた首長と議員という2つの市民代表が、上下の関係ではなく、併存しているわけです。それは首長が機関委任事務という仕事を執行しなければならなかったことに起因しております。

機関委任事務につきましては、歴史的にさかのぼってみますと、明治期にその源泉を見ることができます。当時、知事は内務省任命の官吏であって、少なくとも県庁という行政組織は国の機関委任事務の執行体制そのものだったんです。このため、首長は機関委任事務という議会が触れることのできない領域を執行し、常に国のお伺いを立てながら業務を執行するという体制ができ上がってしまいました。このことによって、より一層、議会との関係は首長優位の体制となっていたのです。

第3点。議会に与えられております最大の力でございます予算の議決は、ほとんどその力は形骸化し、機能しづらい状況にあります。執行部が多くの時間と労力をかけて一生懸命積み上げ、その上、首長査定を経て決められた予算を、首長が提示する段階で否決することは実際上なかなか勇気の要ることです。もし、何らかの形で関与するものとする、議会以外のところで、あらかじめ首長のところに陳情に行くか、もしくは関係する役所の管理職に根回しをするという行動をとらざるを得ません。予算の議決が何よりの力だと言

いながら、現実には議会という公式の場ではなかなか困難な場合が多いのです。

さて、このような中、2000年4月、地方分権一括法によりまして、機関委任事務が廃止されました。これによって、議会の関与できない部分が全くなくなってしまいました。さらに、議員による議案提出要件が定数の8分の1から12分の1になりまして、議員から積極的に議案提出が求められるようになりました。これによって、県・国に頼っていた地方の政治を、自己決定、自己責任体制への転換をしなくてはならなくなりました。本来、国は今回の地方分権一括法によって、国と自治体との関係を変えることを目標としておりましたが、それだけにとどまらず、首長と議会との関係まで変え、一層の分権改革を促す契機となったのであります。

したがって、今や、政策決定の源泉は議会にありとする地方自治の原点を目指して、政策立案の段階での議会の何らかの関与、あるいは議決のシステムを構築していかななくてはならなくなったのであります。

さて、政策主体の主役として、もう一方の市民参加ということがあります。自治体行政には総合計画を初めとして、さまざまな計画がありますが、今や、これらの計画づくりに市民参加が常識となってまいりました。

ところが、さきの一般質問でも触れましたけれども、市民参加を機能あらしめる大前提は、参加している市民は十分かつ適切な情報を手にしているということでございます。市民参加の究極と言われております住民投票にとって、最も危険性の高いことは情報操作による扇動です。すなわち、限られた情報提示による意見誘導です。したがって、住民参加という審議会には、あらかじめシンクタンク等によって調査・分析された十分な情報が用意されなくてははいけません。これこそが、市民参加、住民参加の基本中の基本でした。そうすることによって、審議会では、その情報をもとに幾多の方策を選択できるシステムになっているのです。

ところがどうでしょう。このくだんの懇話会、検討会には、残念ながら住民参加にとって最も重要と思われる調査・分析結果の情報は提示されておらず、その審議会は本来の機能を全うすることはできませんでした。

例えば駅北懇話会におきましては、公共公益施設案の問いかけに対して、多くの委員の皆さんが「よくわかりません」というペーパーが出ておりました。十分な情報が提供できておれば、市民参加という大切な審議会の席で、「よくわかりません」といった返答はなかったはずであります。

また、国民文化祭の担当者に、「この検討会の中には生活文化の専門委員はいないんですか」と尋ねたところ、「それはどんな人たちのことでしょうか」と逆に質問が返ってき

ました。担当者が生活文化の何たるかも理解していない、そんなことで防府市の文化が語れますか。聞くところによりますと、防府の文化を発信する国民文化祭には、山頭火とお茶会が提案されるようですけれども、全く聞いてあきれほどの発想の貧困さではありませんか。とても満足すべき市民参加システムとは思えません。ここで、どうして議会の判断を求めようとはしなかったのでしょうか。

さて、このように論じてみますと、改めて二元代表制の限界が見えてきます。その限界を克服することこそが、今、地方の政治に求められている課題ではないでしょうか。そして、何よりも政策決定の源泉は議会にありとしている地方自治の原点に照らし、首長におかれましては、いわゆる政策過程における政策立案の段階で、何らかの形で議会を関与させ、その可否について決裁しておくというシステムを構築する努力をすること、さらに、議会あるいは議員においては、単なるチェック機能や地域情報員としての役割にとどまることなく、みずからが政策提案できる能力を備え、市の全般政策に関与できる体制をつくり上げる努力をしなければなりません。地方の時代の分権改革とは、こうして首長も議会も市民も結集して、地方の政治力の向上を図ることこそ、真に求められている改革であろうと思われまます。

そこで、3つの質問をさせていただきます。

1つ、住民参加の仕組みについてですが、これまでどおりのような住民参加システムを今後も続けられるのでしょうか。もし続けられるとしたら、十分な調査・分析ができるシンクタンク等のシステムを持たない限り、住民参加の本来の機能はしないと思われまますが、どのようにお考えでしょうか。

第2、政策立案の手順について。いわゆる政策過程における政策立案の段階で、何らかの形で議会が関与し、その可否について決裁しておくというシステムを構築するという手法について、いかがお考えでしょうか。

また、地方自治法第96条第2項に、「前項に定めるものを除くほか、普通公共団体に關する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。」とあり、議会はみずからの判断で、議決事件を追加設定することができるようになっております。

そこで、現在は総合計画のうち、基本構想のみが議決案件となっておりますけれども、一步前進して、基本計画を議決案件とするということについて、どのようにお考えでしょうか。

第3点、地方自治法第96条第1項14号の解釈についてということです。今回の防府駅てんじんぐち再開発事業の許可、認可申請は、地方自治法第96条、議会の議決案件の一つ、第1項第14号に、「公共的団体等の活動の綜合調整に關すること。」の項に該当

し、議決案件にかかわると思われませんが、どのようにお考えでしょうか。もし、そうであるとするならば、県に申請される前に、再開発認可申請は議決の対象となりますが、いかがお考えでしょうか

2番目、合併の効果について。

法定合併協議会も回を重ねられまして、ことし12月末には新市まちづくり計画案ということで提案される予定になっておりますけれども、市民の方々の話を聞いてみますと、実は市民の方は「よくわからない」という答えがほとんどでございます。合併に関する情報は山口県央部合併協議会だより、また、広報紙ほうふ、あるいはインターネット、これによって、逐一その結果を指摘できるようになっておりますが、どうして市民の方々は「よくわからない」と言われるのか。

一般的に市の行政にかかわる情報には、広報情報と政策情報があるとされておりまして。広報情報というのは政策決定後のお知らせ、つまり決定された後、その政策の周知徹底を目指しているもの。一方、政策情報というのは、政策決定前に問題を明らかにして、その解決を目指す政策をつくるための情報でございます。いわゆる広報情報というのは行政のアリバイづくりの上意下達です。

一方で、政策情報というのは、市民、首長、議会、職員がみずから政策・制度をつくるための政策情報の公開共有のことで、市の総合計画から個別施策まで、政策決定前の公開は議会審議はもちろんのこと、市民参加、職員参加の前提であって、市民自治の起点として、この政策情報の公開共有が不可欠なわけでありまして。そうすることによって初めて、考える市民が登場できます。

先日は教育のつどいという会で、鹿島先生というすばらしい先生のお話を聞かせてもらいました。この中で、先生も「子どもの教育の原点は、子どもの目線に立って情報を共有することだ」と語っておられました。

さて、こうして考えてみますと、合併問題で多くの市民の方々が言っている「よくわからない」という意味がわかってまいります。今、述べました政策情報をきちんと公開し、市民とともに共有し、市民とともに考えるという情報を提供していないからです。考える市民が登場しないのです。

ところが、こうした中、格好の政策情報を発見いたしました。それは、新市の将来構想の中に、次のような合併の効果について6項目の記述がありました。次のようなものです。

1、住民の利便性の向上、2、サービスの高度化・多様化、3、行財政の効率化、4、広域的観点に立ったまちづくりと施策展開、5、都市のイメージアップと総合的活力の強化、6、中核市への移行による行政能力の向上という6つの項目です。

さて、ここで質問です。これらについて、市民の方々が、ああ、なるほどそうなのかというふうな具体的な例を挙げて、それぞれ説明をいただきたいと思います。

すなわち、1 と言えば、住民の利便性の向上とは一体どういうことなのか。

あるいは2、サービスの高度化・多様化とは具体的にどういうことを言っているのか。

行財政の効率化につきましては、これから積み上げが必要と思われるので省略いたしますが、4 番の広域的観点に立ったまちづくりと施策展開につきましては、果たして、防府市とその周辺地区とともに、どのような広域的な課題を持っているのか。また、新市になったときに、防府地区として、どのようなまちづくりを進めていこうとされているのか。既に市内では調整済みのようですので、それらをぜひ御紹介いただきたいというふうに思います。

また、5 番の都市のイメージアップと総合的な活力の強化。寄せ集めた人口が30万人になったからといって、イメージアップになるわけではありません。どのようにしてイメージアップするのか。また、総合的な活力の強化とは一体どういうことなのか。

6 番、中核市への移行による行政能力の向上。人口が30万人になると、自動的に中核市になるのかどうか、選択できるのかどうかということ。また、中核市に移行した場合には、どのような制度、組織、財政は変わっていくのか。その辺について、具体的な御答弁をよろしく願いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 11 番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 地方分権改革についての御質問のうち、まず、住民参加の仕組みについての御質問にお答えいたします。

私は、行政の主役は市民であることを常に強く念頭に置き、広く市民の御意見をお聞きするため、懇話会や検討会等の開催を実施しつつ、行政運営を行ってまいりました。これら懇話会等の資料につきましては、十分に協議をしていただけるよう、資料を用意することは当然のことであり、特に重要な項目や専門知識を必要とする項目につきましては、その必要に応じて、シンクタンクやコンサルタント等も利用してきたところでございます。

なお、御指摘の駅北再開発ビルに関しましては、その施設に関し、その機能はどのようなものがよいのかについて、住民アンケートを実施いたしましたし、市民活動支援につきましては、その実態調査の分析もコンサルタントに委託し、資料として、随時、議会の皆様や懇話会に提出して協議をお願いしたところでございます。

一方、これら懇話会等のあり方につきましては、行政改革の中でも、各種審議会、協議

会の見直しを行い、専門知識の導入や、市政に対する市民の意見の反映等を目的とした懇話会等を設置する場合の基本的事項を、本年4月1日に「防府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」として定め、その実行に着手しているところでございます。より広く、市民の御意見を反映することができるよう、また、市民の皆様によりわかりやすい行政を行うことができるよう、今後とも努力したいと考えております。

次に、政策過程における政策立案の段階で、何らかの形で議会が関与し、その可否について決裁しておくというシステムを構築するという手法についてでございますが、市といたしましては、議会の議決を経た基本構想をもとに、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、さまざまな事務処理を行っていますが、重要案件につきましては、政策立案の段階においても、特別委員会等で御審議いただいておりますし、あるいは各種審議会にも御参画いただいているところでございます。御質問の基本計画を議決案件とすることにつきましては、議決をいただいた基本構想に即して、総合的、計画的な行政の運営を具体化するための基本計画を策定しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、地方自治法第96条第1項14号「公共的団体等の活動の総合調整に関すること」の解釈についてでございますが、地方自治関係実例判例集によりますと、「本号の趣旨は、第157条の規定により普通地方公共団体の長の行う公共団体等の活動に対する総合調整の方針につき、議会の意思を反映しようとするものである。本号は第157条の措置に関する基準につき、議会の議決すべき事項としたものである。」となっております。

まず、公共的団体等の範囲については、農業協同組合、森林組合、商工会議所等の経済団体、社会福祉事業団、赤十字社等の厚生社会事業団体、婦人会、PTA等の文化教育事業団体等々、公共的な活動を営むものや、その団体の活動が公共的活動に及ぶものが対象と考えられます。

次に、「活動の総合調整に関すること」につきましては、逐条地方自治法によりますと、「公共的団体等の相互間の総合調整を図るばかりでなく、公共的団体等の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たせるためにも、公共的団体等を指揮監督することができるもの」と解されております。

したがって、市街地再開発準備組合の中心市街地の活性化に向けた取り組み等の事業内容から考えまして、市街地再開発準備組合は公共的団体に含まれるものと解釈、判断しておりますが、さきに述べましたように、議会の議決すべき事項は、普通地方公共団体

の長の行う公共的団体等の活動に関する総合調整の方針あるいは基準についてであり、再開発認可申請等の具体的な内容につきましては、地方自治法第96条第1項14号には該当しないと考えております。

次に、大きい項目、合併の効果についての御質問にお答えいたします。

御承知のように、先日8月28日、山口市で第7回目の合併協議会において、新市将来構想(案)が提案され、協議会で確認されたところでございます。今後、新市建設計画検討小委員会では、この新市将来構想をもとに、新市のまちづくり計画を策定することになります。

さて、この新市将来構想の中には、合併の効果につきまして6項目の記述がございます。議員御指摘のとおりでございます。御質問の項目について、合併協議会で協議が終わり、確認されている範囲で御報告させていただきたいと思っております。

まず最初に、住民の利便性の向上についてでございますが、将来構想の合併の効果にお示ししているとおりでございますが、具体的に申し上げますと、例えば防府市民の方が山口市にお勤めの場合、子どもさんを勤務先近くの保育所に預けたり、あるいは山口市役所で税の証明の交付を受けることができるようになります。さらに、合併最大の効果であるスケールメリットを生かしたまちづくりを進めることにより、広域的な視点からの施策の展開や、大規模な設備投資が可能となり、これにより、道路や下水道などの基盤整備がこれまで以上に促進されれば、関係住民にとって、日常生活での利便性が一層向上することが考えられます。

なお、具体的な諸施策につきましては、現在、検討されております新市建設計画の中で議論され、体系化されてまいりますので、新しいまちづくりの計画が策定され次第、お示ししたいと存じます。

次に、サービスの高度化・多様化につきましては、これまで、単独では採用が困難であったり、または十分に確保できなかった専門職員の採用・増強を図り、専門的かつ高度なサービスの提供を行おうとするもので、例えば福祉部門における理学療法士や作業療法士などの採用も可能となり、市民に、より適切なサービスの提供ができるようになることも考えられます。現在、合併協議会では、42の合併協定項目について具体的な協議が行われており、事務事業の一元化に当たっては、原則として、サービス水準はできるだけ高い水準へ、また、他市町の多様な個性ある行政施策は、可能な限り新市に引き継ぐ方向で調整作業が進められております。

現時点で確認されております調整項目では、例えば使用料・手数料における住民負担の軽減、また、補助金・交付金で、家庭用生ごみ処理容器購入補助金や合併浄化槽設置補助

金についての充実、さらには保健・医療事業で、妊婦健康診査の後期超音波検査、あるいは乳幼児健康診査の1カ月健診が新たに公費負担の対象となるなど、防府市民にとってもサービスの充実が図られるような調整が行われていることを御報告させていただきます。

次に、広域的視点に立ったまちづくりと施策展開についてですが、御存じのように防府市、山口市、小郡町、秋穂町の2市2町では、昭和61年に山口県中部中核都市圏構想策定協議会を設置し、これまで中核都市の形成を目指して、さまざまな検討をしておりますが、ここでは主に環境問題や水資源問題、消防・救急業務や、ごみ・し尿・火葬場業務といった広域的課題について、鋭意取り組んできたところでございます。広域行政の推進に当たっては、事務の共同処理を行う一部事務組合、各都市間で役割分担を担う都市連合等、さまざまな手法が検討されてまいりましたが、十分な効果が得られず、行財政基盤の強化につながらないことから、県央地域では市町合併が検討されてきたと理解しております。

市町村合併は一度に都市規模を大きくすることができますので、このスケールメリットを生かして、都市基盤や生活環境基盤、スポーツ、文化、福祉などの関連施設を、効率よく効果的に、しかも短期間に整備し、そして、さまざまな行政サービスを充実することができるという点で、中核都市づくりにとって、最も有効かつ現実的な方法であると考えております。防府市においても、中心市街地の活性化や、道路、下水道などの基盤整備、環境問題や福祉問題等々、事業の促進が待たれるさまざまな懸案事項がございますので、今後、作成される新市建設計画の中に反映できるよう、鋭意努力してまいりたいと考えております。

なお、具体的な内容につきましては、先ほども申し上げましたように、現在、調整中でございますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、都市のイメージアップと総合的な活力の強化につきましては、合併して、人口が30万人になったからといって、それがイメージアップにはつながらないのではないのかとの御意見ですが、私は、山口県をリードする中核都市としての新県都の誕生は、地域の存在感やイメージアップにもつながり、都市としての位置づけや知名度も上がるものと考えており、防府市にとっても、県都の一翼を担うという点において、大変意義深いことと思っております。

また、総合的な活力の強化につきましても、合併によって、行財政基盤の強化を図り、教育、文化、医療、情報などの高いレベルの都市機能を集積することによって、よりバランスのとれた行政運営が可能となり、ひいては県央地域全体の成長力や、安藤議員が以前から主張されておられます地域の潜在力が引き出されることにもつながってくるものと認

識しております。

最後に、中核市への移行による行政能力の向上についてですが、御存じのように中核市制度は、政令指定都市以外の規模能力が比較的大きな都市について、住民に身近な事務を県から市に移すことにより、住民サービスの向上を図るとともに、自主的、主体的なまちづくりを推進し、促進しようとする制度でございます。中核市となるには、当該市の議会の議決を経た上で、県議会の議決をいただき、総務大臣に申し出を行い、政令で指定される必要がありまして、人口が30万人になったからといって、自動的に中核市になるわけではありませし、なれるわけではありません。

なお、中核市としての指定を受ければ、福祉部門等の行政サービスをより身近に、しかも、より早く提供できるようになります。その反面で、事務処理にかかる専門職員及び保健所の設置等が必要となり、これについて、歳入面で、地方交付税の算定に所要の措置があるものの、その分、歳出面でも、人件費や管理運営経費等の経常的経費が生じてまいることになります。中核市への移行につきましては、そこで処理する主な事務や、事務処理にかかる組織機構、また、住民の利便性や効果、さらには、事業実施に伴う財政負担等について、あらゆる面から総合的に検証した上で、新市移行後において検討することが望ましいのではないかと私は考えております。

以上、長々と、2点の御質問に対し、私からお答えをさせていただきました。よろしく御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） それでは、最初から少し再質問をさせていただきます。

最初の住民参加の仕組みについてということですが、この中で、シンクタンクあるいはコンサルタントによる資料の提供をいただいておりますということが報告ございましたが、もしよければ、具体的に防府市内にそういうシンクタンクがあるのか、ないのか、お尋ねをいたします。どのようなものがあるか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 駅北の中でお願いしたのは、地域振興整備公団がコンサルタント業務をお願いしております都市設計連合とか、あるいは、山口市にあります日本総研といったものをお願いをいたしております。なお、総合計画については、三菱関係のシンクタンクであったと記憶いたしております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） わかりました。ありがとうございました。

実は国民文化祭につきまして、私は、木の文化を防府市から発信しようということ

をずっと提案してまいりました。それは、重源という高僧によりまして価値を認められた徳地の杣、これを全国に発信するいい機会だということを希望しておりました。

先日、実はちょうど工事中の小野小学校を見学させていただきましたが、工事中にもかかわらず、全館、木の香りがあふれておりまして、これこそ、やはり小学生にとってはすばらしい校舎だなという実感をえました。この木造校舎に踏み切られました、市長さんを初めとします執行部の方々のこの英断というのは、後世語り継がれるほどのものではないかと私は思っております。これだけのすばらしいものを、なぜ全国に発信しようとは思われないのか。せっかく国民文化祭という、国が用意された、いかにその地域発展のためのものを全国に発信するかということ国がつくってくれているわけですから、ぜひ木の文化ということを防府市として発信してもらいたいのですが、これに変更される意思はございませんか、お尋ねをいたします。

また、山頭火に何を期待して、全国に発信されるのか、その辺をお尋ねいたします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 建設が進んでおります小野小学校の木造校舎に高い評価をいただきましたことに、まず御礼申し上げます。

国民文化祭における我が市の対応につきましては、いろいろな団体等々、あるいはまた、県下の他の52市町村とのかかわり合い、役割分担等々の中で、鋭意協議が進められているさなかでございます。

木の文化というものは、確かに生活文化としての中で大きな比重を占めているものではなかろうかと、そのようにも考えておりますが、国民文化祭という形の中から、すぐ想定されてくるものとなりますと、やはり本市が生んだ自由律俳人としての山頭火の全国的な知名度、あるいはまた、その人気度等々、あるいはまた、防府市の抱えております、いろいろな名所・旧跡等を活用した茶会の開催など、どうしても今まで他府県で行われてきた国民文化祭のメニューの中から、文化的な項目を抽出して手を挙げていくというような形になっておりますので、そのような形になっていったと、こういうふうに理解を私はしておるところでございます。

なお、木の文化についての国民文化祭における取り上げ方については、今の協議の中で、まだ後で検討する余地があるのか、ないのか、その辺の専門的なことは私にはちょっとわかりかねますので、教育委員会、あるいは担当の生涯学習課の方からでも答弁を求めたいと、そのように思っております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） ありがとうございます。

次にいきますが、議決案件の中に、基本計画をどうだろうかというふうなことを、これは本来であれば議会が結審すべきことかもしれませんが、執行部のサイドとしましては、基本計画を議会で議決しておいてもらった方が後々仕事がやりやすいのではないかという意味で、どうでしょうかと提案したことに対して、もう一回、御返答をよろしくお願いいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 御指摘のように、96条2項では、いわゆる構想に基づいて基本計画について議決するというくだりがございます。これまでににつきましては、構想までを議決をお願いいたしておきまして、基本計画については議決をお願いしておりません。しかしながら、その基本計画までということになりますれば、また議会の方とも御相談の上、議決したらいいのか、どうなのかということについては、御協議を申し上げていきたいというふうに考えております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございました。

次の3番目の、いわゆる第96条第1項14号の解釈の件ですけれども、これはただいまの解釈によりますと、議決案件の対象にはならないであろうという判断をされましたが、しっかりとした法的な裏づけ、解釈だけの問題でやりますと、長が変われば解釈は変わってくるわけですから、かくかくしかじか法的裏づけをもって、これは該当しないということをお願いしたい。もう一度お願いします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 96条1項14号でございますが、これは先ほど市長からも御説明申し上げましたように、地方自治法157条、要するに、長が行う総合調整の方向についてというところでございますが、地方自治法157条に、そのやるべきことが書いてあるわけでございます。その中には、157条には、やはり96条と同じようなことが書いてありますけれども、「区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督する」というふうに1項で述べてあります。その内容でございますが、「公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。」ということで、いわゆる指揮監督権を定めているものと解しております。そのような解釈をいたしております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） ただいま総務部長が言われたことは第157条の話をしておられるわけであって、1項14号の話ではちっともないわけですから、14号は何をして

いるかという、総合調整について議決をしたものについて、首長はかくかくしかじかの指揮監督をなささいというのが157条に書いてあることであって、ちょっと違うと思いますが、これはかなり難しい問題ですので、今後ともよく勉強していただきたいというふうに思いますが、一つだけ確認しておきますけれども、もし議会で、このいわゆる今回の県の認可申請が議決の対象ですよというふうに議会が結論を出した場合、どうなりますか。この辺をお聞きします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 解釈は、また置きまして、私どもは今、96条1項14号、これは具体的な内容でございますから、議決案件とならないのではないかとというふうに解釈しておりますけれども、議会で、そういう間違いはないですよという結論になれば、また改めて協議等もさせていただきたいと存じます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） それでは、合併の件に移らせていただきます。

相変わらず合併に関しては具体性に乏しいお話ですので、かなり突っ込んだお話のように見えましたけれども、恐らく市民の皆さんは、聞いておられて何のことやらわからなかったというふうなことではないかと思っております。

ちょっと専門的になりますけれども、サービスの高度化・多様化という中で、専門職員を採用することによって、その辺は高度化していくんだよという話がありましたけれども、ちょっと矛盾した点があるのではないかとというふうに思います。と申しますのは、基本的に総合支所方式をとりますよということだと、そういう専門職員を新たに雇ってやるということは総合支所の機能が増大することになって、合併が求めている、いわゆる行財政の改革にはならないと思っておりますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 総合支所方式をとることは、確かに仰せのとおり、一時的には行財政の改革がそれなりにおくれてしまうということは否めないことではないかと思えます。しかしながら、ゆるやかに時間をかけながら、合併の財政的効率化というものは間違いなく図られていくものであります。物事を新しくしていこうとするときに、激変による変革で対応するのか、あるいは、徐々に着地点を見出しながら緩やかに着地していくのかということは、極めて重要な選択方法であるわけでありまして、今、法定合併協議会においては、激変着地という形ではなく、緩やかな着地をしながら、そして10年、20年の時間をかけて、合併の効率化を見出していく方法をお互いが確認し合っているというふうに私は考えております。

それから、サービスの高度化・多様化について、専門的な職員を云々かんぬんと申し上げましたのは、一つの例として、あえて挙げるならばということでございまして、それが即、高度化につながったり、あるいは、すぐ多様化につながったりしていくということではなく、やはりこれも大きな広い間隔の中で、高度化・多様化というものに思いを及ぼしてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） それから、サービスの件で1件申し上げますと、今、対象になっております2市4町の市民課のサービス、いわゆる住民票をとったり、印鑑証明をとったりという市民課の窓口サービス、これを2市4町で比較してみますと、防府市のサービスは最も高い、非常に高い評価を受けております。さて、そこで防府市では、さらに高度化・多様化にいくと言っておりますけれども、これよりさらに高度化しようという、何か隠し球があるや否や、お尋ねいたします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 窓口事務をいろいろ、それぞれの市町でやっているわけでありまして、防府市がやれている部分を、よその地域の支所においても採用されていかれるようになるでしょうし、あるいは、防府市ができていない事柄で、他の市町でやっておられる窓口事務が防府市でも行われるようになっていくことも出てくる、ケースによって出てくると思いますので、私はそういう意味で、高度化・多様化ということは広い範囲の中で及んでいくものではないかというふうに解釈をいたしております。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 最後に、広域的観点に立った施策という話の中で、ごみ処理等の問題がちょっと出てまいりましたけれども、私は広域的観点に立ったまちづくりというのはそういう問題ではなくて、合併が本当に求めているものは、広域的課題を解決することによって、財政基盤を強化することだということが合併の主たる目的ではないかと思う。そういった意味で、広域的合併、広域的課題というものを持っていないかということをお尋ねたわけであって、その点をひとつ、もう一度御返答いただきたいということが1点。

お隣の徳地町では既に、木材、いわゆる自分たちの持っている山に関する政策を、新しい形で何らかの政策をやるとういう転換の情報がどんどん私のところに入っております。そういうことはどんどん市民に流れているわけです。そして、市民と一緒に共有しながら、あれはいい、これはいいと言いながら、考えながら、徳地では一生懸命、今、頑張っております。

一方で、防府市は、そうした先ほども市長からの話がありましたけれども、何ら具体的

な話が参っておりませんので、市民の方が一緒になって、それはいいな、あれはいいな、これがあつたらこうしようというふうな議論が一向に盛り上がりません。その辺について、もう一度よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今、協議が進められている、合併の協議の中で、市民の皆様方は、息を潜めて注目しておられるのが正直なところではないかというふうに私は推測をいたしております。したがいまして、私は今、進められている県央の合併について、どうか注目していただきたいと、そういうメッセージを折に触れて出させていただいている最中ございまして、まずは今、新市の名称応募期間、9月17日まででございますので、まずはそこらあたりから、議員の皆様方も積極的に公募に応じていただきたいと思っておりますし、そうしていくことが、広域的な連携をさらに深めていくことにもつながっていくことではないかというふうに考えているところでございます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 1つだけ、広域的課題について、例えばどういうことを考えていらっしゃるか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員がおっしゃられた、さっきの、そちらの方からの質問のときのそこら辺が、私も何を言おうとしておられたのが、ちょっとよくキャッチできていなかったものですから、広域的な効果というものについて、防府市はどういうものを提唱しようとしておるかというような意味なんでしょうか。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 徳地町にはたくさん山を抱えておりますけれども、徳地町の財政ではそれを処理する方法はありません。ところが、合併することによって、先ほどからわかりにくい、いわゆるスケールメリットと言われる財政規模が1,000億になりますと、その山を何とかしようじゃないかということは可能性が出てまいります。それがいわゆる広域的課題というものの一つです。そういうものを、いろいろメニューを考えていらっしゃるかという話を聞いているわけです。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 皆様方と一緒に、これからしっかり考えていきたいと思っておりますので、いいアイデアがありましたら、ぜひ御提案をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） これは要望ですけれども、12万都市が30万都市になると、それによって、じゃ、12万都市だったらできなかったことが、30万都市になったら、これこれこういうことができます。例えば今、390億の防府市の財政では、どうしてもこういうことはやりたいんだけど、この財政ではできない。しかし、1,000億になったら、これだけのことができるんだと、そういうことを皆さんに提示する。例えばこういうことができるようになるよということを提示することによって、市民と一緒にあって、じゃ、できるかできないかわからんけれども、そういうことを考えようじゃないかということを考えるのが、いわゆる注目をさせる意味であって、新市の名称に注目は全然してありません。ほとんど多くの市民は全く無視しております。お上のなすがままというのが現状でございます、全然注目してありません。そうではなくて、新しく30万になったら、どんなことができるんだよということに注目をしているんであって、そういった、いわゆる政策情報が見えてこないという辺を、きちっと情報として今後流していただきたいという要望をいたしまして終わります。

議長（中司 実君） 以上で、11番議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時03分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、15番、馬野議員。

〔15番 馬野 昭彦君 登壇〕

15番（馬野 昭彦君） 民友会の馬野昭彦でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきますので、執行部におかれましては、前向きで明解な、誠意ある御回答を賜りたいと思います。

少子化対策につきまして、2点質問させていただきます。

1点目は、留守家庭学級の諸施策の拡充について、あと1点は、休日保育についての早期導入について質問させていただきます。2点とも共通点がございますので、一括質問させていただきます。

日本を初めとして先進国は、21世紀の初頭から中盤までの主要課題の一つに、少子化を端緒とする社会問題が急浮上しています。平成2年に「1.57ショック」という言葉を生んだことも記憶にあると思います。この数字は、1人の女性が一生涯に出産する子ども

もの人数です。現在では、出生率も1.4人に低下し、人口を長期的に維持するために必要な水準を大幅に下回り続けています。人口減の社会の到来は現実のものとなりつつあります。少子化と高齢化の進行は、将来の我が国の社会経済にさまざまな深刻な影響を与えると懸念されます。少子化が我が国社会全体のあり方に深くかかわっており、社会への警鐘を鳴らしていると受けとめなければならないと思います。このことは就業構造や社会保障、社会全体に大きな変容をもたらすものと考えられます。

国においては、子育て支援策を総合的に推進中であり、少子化対策に今まで以上に力を注いでおります。防府市も、昭和58年3月に制定した福祉都市宣言の趣旨に沿い、児童福祉対策を行政執行しております。防府市児童育成計画、いわゆる防府市エンゼルプランであります。その中に、多様化する保護者の保育需要にこたえるため、特別保育の推進並びに各保育所の充実を図るとともに、地域子育て支援センター事業や、子育て支援短期利用事業を推進すると述べております。しかしながら、行政サイドと市民サイドではまだまだ乖離があると思われまます。国はもとより、地方自治体、社会全体が一丸となり、早急に対策を構築しなければ、あすの日本はないと言っても過言ではありません。

私は常々、子育ては家庭が持つ重要な機能の大きな一つであると、いつも思っております。せめて3歳ぐらいまでは、家庭で家族と一緒に育てることが非常に重要であろうと考えています。しかしながら、現在の社会情勢、長引く不況下にあっては、ほとんどの家庭では夫婦共働きで、子育てしたくてもできない状況です。また、就労されている女性の出生率は、専業主婦の出生率をかなり下回っています。

子どもを生み育てることは、健全な次世代の形成に向けての社会全体の大きな投資であります。出生率アップや子育て支援のポイントの一つに、仕事と育児の両面を支える社会システムを早急に確立することが重要であり、少子化の歯どめの一助となると確信しております。あわせて、子どもたちが健やかに育つ環境づくりは、行政、議会、地域社会全体の責任であろうと思います。

以上の観点から、具体的に質問させていただきます。

まず、留守家庭学級についてであります。1つといたしまして、長期休暇中の開設時間を半日から17時までとする。このことは、現在、防府市では午前中の時間、いわゆる4時間を、春休み、夏休み、冬休みの長期休暇には午前中しか実施しておりませんが、これを一日留守家庭学級に延長してほしいということであります。これは既に民間でも実施しておりますが、後ほど自席より紹介したいと思います。

それから、指導員の定期的な研修の参加。指導員の方々は教員免許、あるいは保育資格を取得しておりますが、時代の変化に対応できないということでもあります。

それから、施設の整備。仮設教室については、ぜひともクーラーの設置をしていただきたい。このことは夏場だけでも、やはり先ほどからもいろいろ論議はありましたが、高いときには36度を記録したというふうに伺っておりますし、平均では33度ぐらいまで上昇するというふうに伺っております。

それから、電話機の更新。現行、ダイヤル式から親子式に変えてもらいたい。これは先ほど申し上げましたように、夏場、窓をあけると、特に防府市には自衛隊という大きな施設がありますが、その自衛隊機の騒音で聞こえないということでもあります。親子式であるならば、別室にその電話で移動できるということでもあります。

それから、遊具の補充。これは各家庭から不用品を持ち寄っているのが現状ということでもありますので、ぜひとも行政として、何らかの措置を講じていただきたいというふうに思っております。

それから、休日保育の導入についてでございますが、私は過去2回の一般質問を行いました。まず、1回目は平成10年3月議会。そのときの市の答弁要旨では、「保護者から子育てサービスの使用状況と意向調査のアンケートを実施し、両事業の必要性は十分認識をしております」と。この両事業というのは、当時、私は、休日保育と、それから乳幼児健康支援サービス、いわゆる病後児保育についての2点を、そのときには一般質問で取り上げました。「防府市児童育成計画においても、平成12年度までに、それぞれ1カ所の設置を目標として掲げているところであり、両事業の実施に向け、努力してまいります」というような答弁をいただきました。

しかし、前向きの実施計画が見られなかったため、平成11年9月議会に再度、一般質問を行いました。市の答弁要旨によれば、「ホリデー保育につきましては、昨年3月、防府市児童育成計画を策定してから、実施に向けて、防府市保育協会にも呼びかけをし、協議を重ねているところです。なお、設置場所としては、事業の性格上、できれば市の中心部に近い場所が適当と思っております」と、具体的な言葉での答弁をいただきましたが、なかなか実施に至っておりません。「引き続き、鋭意努力してまいります」ということでした。

しかしながら、平成13年度に、児童措置費に委託料として予算を計上してはいたしましたが、いずれも不用額になっております。また、平成13年度一般会計予算には計上されておられません。平成11年9月議会以降、何を鋭意努力されたのか、また、平成15年度の当初予算になぜ計上されなかったのか、その辺の具体的な説明について、明解な御答弁を賜りたいと思います。

以上で、壇上よりの質問は終わります。

議長（中司 実君） 15番、馬野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 少子化対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年の急速な少子化の進行は、今後、我が国の社会経済全体に深刻な影響を及ぼすことが予測され、さまざまな対策が実施・検討されているところであります。このような中で、親の義務として、また、喜びとして、御家庭で育児に励まれている多くの方々がおられることは大変心強く感じているところであります。

しかしながら、一方では、共働きなどの事情により、留守家庭児童学級や保育園を利用せざるを得ない御家庭もあり、市といたしましても、それぞれの事情を考慮しながら対応していく必要があると考えております。

まず、第1点目の留守家庭児童学級の諸施策の拡充についてでございますが、小学校が夏休み等の長期休暇における一日保育につきましても、指導員の人員配置や利用者負担などを総合的に勘案しながら、実現に向け努力してまいりたいと存じます。

次に、指導員の研修への参加につきましては、山口県児童センターで年間3回程度開催されております放課後児童指導者等研修会に参加させておりますが、今後も研修会にはできる限り参加させ、指導員の資質の向上を図ってまいります。

クーラーや電話機の施設整備につきましては、各施設の状況を調査し、必要性のあるところには年次的に設置、更新してまいりたいと存じます。

また、遊具等の整備・充実につきましては、現在、紙芝居、粘土、図書等を備えておりますが、今後、各学級の希望を聞きながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

第2点目の保育園における休日保育の早期導入についてでございますが、市といたしましても、休日保育の必要性は十分に認識しており、以前、議会にて御答弁いたしておりますように、休日保育の実施について、継続的に市内の各保育園の意向を打診してまいりました。その結果、昨年、市内の1保育園より、園舎改築後の平成16年度から休日保育に向け取り組む意向が示されましたので、平成15年度の予算計上は見合わせたところでございます。現在、この保育園と、休日保育の実施に向け、協議しておりますので御理解をいただきたいと存じます。

議長（中司 実君） 15番。

15番（馬野 昭彦君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

再質問や要望等をさせていただきますが、その前に、私、先日8月18日から9月上旬にかけて、市内の留守家庭学級の施設や、そして各指導員の先生方といろいろお話をする機会を私なりに設けて、各学級を回ってまいりました。そのことをまずもって御報告

しておきたいと思います。

それでは、順次、再質問、要望をさせていただきますが、まず、休暇中は開設時間を半日から17時までということでございます。これは既に御案内かと思いますが、県内13市、私は他市のことを言うのは余り好きじゃないんですけども、実はこれは、13市の中で防府市だけが取り組んでいなかったわけでありまして、他市は全部取り組んでおりまして、ここに資料がありますが、この資料の中にも、他市はきれいに実施しておりますので、ぜひとも、これはもう非常に遅かったぐらいの対応でございます。そういったことで、一番最後に、この制度を導入するわけでございますので、他市に負けられないような立派な学級をまずつくっていただくということの要望をしておきたいと思います。

それから、先ほど壇上でもちょっと申し上げましたが、民間ではもう実施しているということではありますが、その辺について、ちょっと御紹介をさせていただきますが、実は、みどり保育園というのが緑町にございます。ここの長期休暇、いわゆる春休み、夏休み、冬休みの長期休暇の開設状況につきましては、先日も今川園長さんとちょっとお話ししたんですが、場合によっては、朝7時から夜19時まで開園しておりますということを伺いました。もちろん、昼食は園の方で準備をするということでもあります。

そして、対象者につきましては、昔は卒園児のみをそういった施設に預かりながら、留守家庭学級あるいは長期休暇に対応してまいりましたが、現在では、市内に在住するどなたでも結構ですということに、非常に窓口を広げておるのが実情であります。そして、利用者も、現在、自分のところで預かっている保育園の園児さん以外に、さらに50名ほど預かっているという状況であります。

それから、利用料につきましては、これは1日当たり400円で、昼食、いわゆる自分のところの園でつくる昼食を提供するというようであります。

そして、短期利用、いわゆる放課後児童クラブの開設につきましては、放課後から19時まで実施をしておる、そして利用者は、これはちょっと少ないんですけども、平均で15人ぐらいというふうに伺っております。

このような民間保育がこのような事業に取り組んでおりますので、先ほどちょっと申し上げましたが、長期休暇を市は市内の15の学校で実施しておりますが、いずれもこの長期休暇の春休み、夏休み、冬休みにつきましては、うんと減ってくるんです。というのは、半日しかありませんので、民間が行っております一日学級の方にどーんと児童が行く。今川先生いわく、うちはまだ50人でもう目いっぱいですと、ですから行政としても少し考えてくださいというような意見をいただいております。ですから、ぜひともこれは、先ほど申し上げましたように、県下13市で、我が防府市だけがやっておらないということで

あります。ぜひとも、この辺については、先ほどの市長の答弁では、私は来年度ぐらいから実施するというふうに理解しておりますが、いや、再来年になる、あるいは、いや、3年先になるというような変更があるならば、いや、来年やるということの決意を後ほど述べていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、指導員の研修につきましてでございますが、今、御答弁では、山口県児童センターで年間3回されている放課後児童指導者研修会に参加させるということですが、具体的にちょっとお尋ねしたいんですが、この山口県が出しております9月の児童センターだよりというのがあります。これを見ましたら、9月6日、おとといの土曜日、放課後児童指導員研修会が山口市で実施をされておりますが、この研修会に防府市からは何人の方が出席されたのか、これについてちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

それから、月に1度の指導員を対象に定例会を開催しておりますが、その内容についても具体的に教えていただきたいと思います。

とりあえず、3点について質問いたしますので、御回答を賜りたいと思います。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 1点目の留守家庭学童保育事業につきましては、今、議員から御指摘がありましたように、当市のみ、現在やっておりません。16年度に向けまして、ぜひ取り組んでいきたいと思っております。

それから次の、おとといですか、児童センターの研修に何人行っておるかというのは、昨日、おとといのことです。まだ、私、特に報告受けておりませんから、それはちょっと承知しておりません。

指導員の研修等、定例につきましては、月1度、市の方へ来ていただきまして、空いている方でございますけれども、交代になろうかと思っておりますが、来ていただきまして、それぞれの学級の近況、それから、協議事項があれば協議事項、それから、こちらからの連絡事項、そういったものを定例的にやっております。今まで、議員御指摘がありましたように、マンネリ化しておる面もあったかもわかりません。今後、十分に適切な現状把握に努めまして、子どもたちのために指導していただくように、お互いにやっていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（中司 実君） 15番。

15番（馬野 昭彦君） 実施に向けては、今、部長の方から16年という言葉が出ましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、土曜日に行われました山口県の研修会、これはまた、後日でもいいですからよろしくお願ひしたいと思いますが、この月に1度の定例会で開催されているのは非常に

いいことだと思うんです。しかし、行政が一方的にお話をするのではなくして、やはり個々の指導員の先生方が、自分の園の悩み、問題点、そういったものを発表と言ったら言葉が悪いんですが、発言できる場を設けていただきながら、お互いに定例会が実のあるものになるようお願いをしておきたいと思います。

それから、ちょっと要望としておきたいのは、他の、例えば先ほど言いましたように県の方がやる研修会に出るのも結構でございますが、そういった定例会の中で、月に1度、全員が集まりますので、そこで市独自の研修会というんでしょうか、情報提供というんでしょうか、そういうものを流すようなことにも今後、力を注いでいただきたいと思います。そのことは、非常に指導員の方々の予備知識や、あるいは保護者への対応、そして、指導員のレベルアップにつながるということでもあります。そのことが、ひいては指導員の不安の解消にもつながってくる。そうするならば、児童家庭学級で、子どもさんとも非常に密接な関係が生まれてくるということでございますので、防府市独自の研修も取り入れていただきたいというふうに思っております。

それから、この指導員の研修の問題について、もう1点ほどお聞きしてみたいのですが、指導員は、市内に今、15校ありますので、1校当たり2名ですから30名いると思います、登録者は。そうしますと、この先生方の、いわゆる転勤というより異動について、現在、どのような対応をしているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 指導員の異動につきましては、1カ所に3年から4年ぐらいおいでになる方をめどにといたしますか、対象に、年間4人程度の異動はしております。これに加えまして、退職される方とか、新規にまた雇用する方とか、こういった方が年間にやっぱり同程度おいでになると思います。現在は、そういった状況でございます。

それから、先ほどの御説明の中で、県の児童センターに研修に行った者は何名かとおっしゃいましたけれども、今、ありまして、2名、今回は自分で行ったというふうに聞いております。2名でございます。よろしく申し上げます。

議長（中司 実君） 15番。

15番（馬野 昭彦君） ちょっとまたもとに戻りますが、2名ということですから、非常に少ないわけですね。ですから、これもある程度は、行政として、あなたたちは指導員ですからそういった研修の場に参加しなさいと、強制はできませんけれども、ある程度はそういったことを指導していただくということを強く要望しておきたいと思います。

それから、今の指導員の定期的な異動についてでございますが、これは、私は先ほど申し上げましたように、各留守家庭学級を、市内をずっと回ったときに、ふと思ったことは、

やはりこの指導員の先生方の定期的な異動というのか、これは何かというと、もちろんその指導員の先生方の活性化にもつながるといことは当然であります、多い学級は50人近くいるんです。例えば、華浦とか新田、それから中関はちょっと少なかったですね、華城。多いところは非常に多いんです。それを、右田さんみたいなところは三、四人とか少ない、そこで指導員が2名いらっしゃるわけですね。そういったことは、いわゆる先生方はそんなことは多分言わないとは思いますが、やはり不公平是正ということの観点から申し上げても、やはり定期的な異動をしていくということは、活性化とか、あるいはそういった不公平の是正にもつながってくるということの中から、できれば2名いる指導員の先生方を、一遍に2名を異動しますと、これはやはり子どもさんの名前とか、いろいろな特徴が読み切れん部分がありますので、1人の先生を3年たったら異動する、もう1人の先生もまた何年かたったら異動するというような、そういったサイクルを通じていながら、そういったことに取り組んでもらいたいということも強く要望しておきたいと思ます。

それから、クーラーや電話機のいわゆる施設の整備であります。これ私、実は一番最初に行ったのが8月18日の盆明けで、新田小学校の留守家庭学級にお邪魔したんですが、非常に暑くて、まず驚いたのは騒音のすごさ。暑いですから窓をあけます。窓をあけると自衛隊機の練習機が通って、物すごくお互いの対話、先生と話をする対話も不可能というような状況です。これはもう大変なことだなということを経験したのを最初の8月18日に直感したわけですね。先生方に聞くと、これは暑いから、窓を閉めておくと、電話の対応はできるけれども、今度、暑くて何もできんということなんですよ。

そこで私は、先ほど市長の答弁をいただきましたように、年次的に必要なあるところには更新をしていきたい、あるいは設置してまいりたいという答弁をいただきましたけれども、せめてプレハブでできている学級、これは市内に8学級あります、残りの7学級は空き教室を利用してありますが、せめて8教室、いわゆるプレハブでつくった学級。そして、佐波小学校は校舎と校舎の間に留守家庭学級が空き教室を利用させてもらっているみたいですが、ここも物すごく暑いんです。その先生いわく、36度ぐらい上がったことがありますと、これじゃ、もう何にもできんですから、もう大変なことになります。ですから、そういったところを早い時期に調査していただきながら、早急に対応していただきたいと思ます。

騒音についても、私はいろいろ自分にとって納得しなかった部分がありますから、私も騒音測定器を会社のものをちょっと借りまして、実際に自分ではかってみました。2回はかってみました。そうしたら、数値は80デシベルから70ぐらいの間をやっぱり針が行き来

しています。80デシベルといいましたら、実は今回のこの航空機騒音とはちょっと異なるかもしれませんが、80以上になりますと、民間、もちろん役所も一緒でしょうが、クリーンセンターとか、そういったところの職場では80ホン、昔はホン、今はデシベルですが、それを超えますと、いわゆる公害職場ということに労基法にはなるわけですね。

ですから、その辺の観点から申し上げても、夏はやはり暑いから窓をあけるのではなしに、暑いから、もうそういうところにはクーラーをつけて、窓を閉めてあげるというような対応をしなければ、これは到底それはもう、そこに半日から、来年は今度一日にしようということですから、子どもさんも指導員もこれは対応できんと思うんですよね。ぜひともそういったところにも注意を払っていただきたいというふうに思います。

そして、防府市の出してあります、これはことし3月に、「防府市の環境」という、白書じゃないんですが出してあります、その中の55ページに、航空機騒音の測定結果というのがここに記載してあります。この中を見ましたら、調査地点は、新田小学校、西開作会館、桑山中学校、それから華城小学校、玉祖小学校と第三水源地ということで、市内6カ所の測定をしてあります。

そして、この環境基準をクリアしているんだと思いますが、例えばこの騒音のピーク時のレベルを見ますと、例えば新田小学校なんかだったら、これはデシベルで書いていますが、94デシベルということですから、瞬間的ですけども非常に高い騒音が測定されておりますので、この辺についても市当局では自分のところで測定しておりますので、ぜひともこの辺をむだにしないように対応してもらいたいということでもあります。

そこで、この騒音を測定したのはさっきの6カ所ですね。教室なか、あるいはグラウンドか、どこで測定されているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 騒音箇所のお尋ねでございますが、私、福祉部でございますので、私どもの担当課ではございませんので、担当課であります生活環境課にお尋ねいたしましたところ、学校の調査地点につきましては、屋上がある場合には屋上の上で測定器をつけて測定をしておると、それから、屋上がないような屋根になっているようなところは、その校舎の位置よりは高い位置までスタンドを上げて測定をしたと、こういうふうに聞いております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 15番。

15番（馬野 昭彦君） 了解しました。

それから、親子電話、これも先ほど答弁の中では、年次的に対処していくということで、

更新していくということでございますので、ぜひともお願いしたいと思います。今ある電話はちょっとなかなか見られん黒い電話で、昔、20年ぐらい前に使っていたダイヤル式の電話であります。ですから、ぜひともこれもせめて親子式に変えてあげて、別の部屋で話せるというような対応をしていただきたいと思います。

それから、遊具の補充であります。この遊具も、これを見ましたら、各家庭から自分たちが持ち寄っているものがほとんどであります。ですから、せめて行政として最小限の、年に1度か2度ぐらいは必要最小限補充をしていただくということも強く要望しておきたいと思いますし、現在、遊具関係については、どのぐらいの予算をかけているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 遊具の予算につきましては、特に予算計上しておらないと思います。今、御質問のありましたように、遊具につきましては、各家庭からいろんな炊事道具等を持ち込まれておるといふふうに聞きまして、大変申しわけない反面、ありがたいことだと思っております。雨降りとかいろんな面で、教室外に出られないような場合もあろうかと思っております。そういったときのためにも、特には図書とか、今も若干は置いておりますが、不足の分もあろうかと思っております。年次的に計画をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 15番。

15番（馬野 昭彦君） ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それから、留守家庭学級全般について、ちょっと質問させていただきます。

これは各市内15校ありますが、どこの学校も定員が50名ということになっております。なぜ、50名に決めた、その根拠について、説明できる範囲で結構でございますのでお願いしたいと思います。

また、何で私、このことを聞くかという、やはり地域によって、かなり格差があると思うんですね。先ほどもちょっと申し上げましたように、定数いっぱい50名でも足りないから、今は1割アップの55名を預かっているということもありますし、50名という定数でありながら、登録者数は十数人という、実際に利用されるのは1日四、五人という、非常に格差がありますので、その辺も非常におかしなことでありますので、50ということは非常に一つのレベルとして、基本として置くのは結構でございますが、地域間において、そういった格差があるということで、希望者というか、登録者の多い学校については、将来的に1学級から2学級にふやす気があるのか、その辺についてもちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

なぜかという、先ほども部長からも話がありましたように、雨の日なんかは非常に外へ出れんですよ。定数が50人という学校でしたら、あの小さい教室に、机もいすもそのままの状態です。50人入れましたら、もう何もできんですよ、実は。何もできませんから、そういった地域間格差によりながら、例えば右田さんとか、富海とか、大道さんについては50人ですけれども、華浦とか、新田とか、華城さんについては2学級にしていくというようなことも考え方があるのか、それももし考え方がありましたら、これもちょっと聞かせていただきたいと思います。

それからもう1点は、ことし1月に開設した右田小学校、これはプレハブをつくりましたけれども、この費用が幾らかかったのか。これについてもちょっと教えていただきたいと思いますというふうに思います。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 留守家庭学童保育の定数がなぜ50名かということでございますが、当市におきましては、昭和44年から留守家庭学童保育を始めております。当時の学校の空き教室をお借りしたりして、また、お借りできないところはプレハブ等を建ててやっておりますが、学校の教室等が大体その当時の基準といえますか、大体65平米ぐらいで50人学級であったということから、そのときに条例を制定したものでございますから、定員を50人としたものであろうと思っております。

特に上限につきまして、国の基準要綱等におきましては、50人とか、60人とかという定数は定めてはございません。そういったことから、条例にもうたっておりますように、おおむね50人ということにしておるのではなかろうかと思っております。

それから2点目の、昨年度建設いたしました右田小の留守家庭の建設費は幾らであったかという御質問でございますが、これにつきましては、起工額が1,561万4,550円ございました。入札後の結果で、工事費が1,491万円でございます。このうち、補助814万8,000円いただいております、残りの676万2,000円を市の負担で建設をしております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 15番。

15番（馬野 昭彦君） ぜひとも格差是正という観点の中から、多い学校につきましては、ぜひとも2学級にするような努力をしていただきたいと思います。例えば、さきほどちょっと言いましたように、華城小学校は50人の定数に対しまして、1年生だけでも43人ですからね。もう2年生は7人しか入れんですよ。3年生はもうだめなんです。そういう地域によって格差があるということですから、ぜひともその辺の見直しをしてい

きながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今の右田小学校の1,400万円強ですが、それは補助があつたから、市の持ち出しは676万ということですが、やはりこれは国が使おうが、県が使おうが、市で使おうが、税金には間違いありませんので、結構なお金をかけているなという気がします。考え方によっては安いかもしれせんけれども、結構なむだ遣いのような気がします。

というのは、何でこんなことを言うかといひますと、国はそういった小学校、あるいは幼稚園については文部科学省の所管、そして、保育園につきましては厚生労働省の所管ということの中で、同じ敷地内に異なつたものが同居しているわけですね。その辺で、考え方がおのずと縦割りになつてきているからおかしいのでありますが、しかし、これ全国的に見ましたら、少子化はどんどんどんどん今、進んでおりまして、ほとんど全国的な傾向といひましては、空き教室を利用していくというふうにかなり進んでいるように伺つております。その辺で我が防府市も、先ほど申し上げましたように、15校の学級の中で、8学級がプレハブ、7学級が空き教室ということでありませうね。ですから、この辺を、今後、空き教室がだんだんふえてくるような気がしてならないわけです。

そこで、私も視察した中で、空き教室がいいか、プレハブがいいかと言ひましたら、総合的に考えた場合、プレハブより空き教室がとってもいいんです。ですから、そういったむだ遣いをして、新しい建物をつくるんじゃなくして、たまたま右田さんには空き教室がなかつたからということでしょうが、しかし、今後の基本的な考え方として、そういったプレハブをつくりながら、児童を受け入れるのでなくして、空き教室が空くならば、そういった教育委員会と健康福祉部の垣根を取り外していただき、同じ市民が利用する施設でございますので、前向きに検討というか、取り組んでいただきたいと思ひます。

そこで、岡田教育長にちょっとお尋ねしたいんですが、今後、少子化が進むという中で、先ほど私が申し上げましたように、プレハブを今までどおり使つていくのか、あるいは空き教室が出てくるならば、それを留守家庭学級の方に使つていただくのか、その辺、岡田教育長の考え方をちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

議長(中司 実君) 教育長。

教育長(岡田 利雄君) お答えいたします。

現在、市内の小・中学校においても、出生児の減少等で学級数が減少しまして、余裕教室が出てくるのは現実でございます。ですが、これらの余裕教室の活用につきましては、多様化する学習方法あるいは指導方法等に対応するために、学習スペースを設置したりしまして、積極的に推進しているのが現状でございます。

御案内のとおり、現在、独立した留守家庭児童学級は8校にございますが、これらの余

裕教室の利用状況を見ますと、1つは少人数での学習の場に提供されたり、あるいは特殊学級児童のプレイルームに、あるいはまた、郷土資料室等として積極的に活用しております。現在の段階では校舎内の設置はなかなか難しいんじゃないかと思っています。

ただ、今後ますます少子化が予想される中で、余裕教室はさらに増加すると思われませんが、校舎内への設置につきましては、管理面、あるいは運営面等を十分に考慮しながら、学校と総合的に協議して、検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中司 実君） 15番。

15番（馬野 昭彦君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは最後に、この件につきましては、要望を含めまして終わりたいと思ひますが、留守家庭学級は、せめて児童が我が家で暮らす最小限の、近い環境づくりを、やはりつくっていかなくてはならないなというふうに思ひておひます。この事業は片手間に行うような事業ではありませんし、私も先ほど壇上で申し上げましたように、子育ては本当に家庭の持つ重要な機能であります。そして、家族と一緒に育てていくのが、本当に子ども、家族も一番望んでるところではございますが、いわゆる社会情勢等々で夫婦共働きということであります。どうか、留守家庭学級も来年度からは導入するという力強い御答弁をいただきましたが、施設の整備も図っていただきながら、県内最後の防府市が、その事業に取り組むということになったから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、留守家庭学級については終わりました、次は、休日保育について質問させていただきます。時間もあと10分しかありませんので、ちょっと早口になろうかと思ひますが。

私は、この少子化対策は非常に大事であるというふうに思ひておひます。先ほど壇上から申し上げましたように、平成10年から、病後児保育の導入、あるいは休日保育の導入、そして、留守家庭学級の充実等々について取り組んでまいりました。そして、この病後児保育は、先ほど壇上からもちょっと2つの事業ということの中で紹介しましたが、平成14年4月から 私が質問いたしまして足かけ4年はかかったんですが、昨年4月に導入していただきました。

導入までの経緯について、少し紹介させていただきますと、この事業は、母親あるいは多くの方々が非常に強く要望されておった事業でございます。以前はこういった施設がありませんでしたから、山口市に病後児を預けて、また防府市に帰って、夕方仕事が終わったら山口市に迎えに行くというようなことでございましたが、昨年4月から、防府市も導入をしていただきました。

ただし、この事業は、病院との適切な協力や対応が必要なために、市内の院内保育を保有している病院に限ってという一つの条件が当時ございました。今では、どこの保育園、幼稚園でも、病院さんと提携をとりながらやるならば、この事業に参画をしてもいいんですけれども、当時はなかなか、院内保育があるところという限定的でございましたので、私も一日も早く導入していただくということの中から、市内の、名前は出しませんが、大手の病院を回りました。いずれも不調に終わりました。

しかしながら、蔵重先生は、宇部の医師会の方から、防府市にはそういった病後児保育に取り組む活動をしている人がおるじゃないかと、防府市の「くらしげ小児科」先生は、あなたは防府市で非常に昔からの小児科として、地域で非常に信頼がある。なぜ、この問題に取り組まないかというようなことが、宇部市の方からあったようです。そしてある日、蔵重先生が、よし、このことについては、やってあげようじゃないかというようなことで手を挙げたのが事実であります。そこで、「きららホーム」と名づけられ、昨年4月にオープンしたわけでございます。今、非常に多くの母親方から喜ばれて、感謝されているのが現実であります。

先日、蔵重先生とちょっとお会いしましたところ、1年半も経過しましたので、この病後児保育について、何か問題点、あるいは市に対する要望等々がございませんかというお話をしましたら、「私は、少子化の歯どめ策として、そして地域社会への恩返しとして始めた事業ですから、皆さんが喜んでいただくことならば幸せです」と、こういったお言葉をいただきました。そこで、いろいろお話をする中で、事業内容をちょっと聞かせてもらったんです。そうしましたら、昨年4月からことし8月までですが、登録者数が357名で、約1,000人弱の方がもうこの施設を利用されているわけですね。非常に市民からは喜ばれているということでもあります。

そこで、蔵重先生にちょっと突っ込んだお話をしました。「先生は地域の方に恩返しをするということですが、経営的にはどんなことですか」というお尋ねをしたところ、「実は、赤字であります」ということでした。それはどのぐらいの赤字かということですが、これは発表してもいいですかというお話をしたら、「どうぞ、発表してください」ということですから、この資料を持って帰りましたので、ちょっと報告させていただきますが、市からの受託が480万強、それから、保育料が120万強で、その他で611万ほど収入がありますが、支出については、職員の給料、それから委託料、これは保育士さんです、これが380万。それから、水道光熱費、通信費、保険料等々で840万かかっておりまして、230万円ぐらいが、実はこの事業を行って、赤であるということを伺いました。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、みどり保育園、あるいはきららルームの

蔵重先生、民間の方がこれだけ協力してくれているんですから、行政としては、休日保育も一日も早く導入するというのが、私は筋だろろうということであります。

今、国においては、いろいろな施策がなされておりまして、幼稚園でも、今までなかったように、預かり保育というのをもう幼稚園でも始めるんです。昔は幼稚園ではできなかった事業、今まで4時間しかできなかった事業も6時間に延長するという、あるいは預かり保育までどうぞしてくださいという、文部科学省も少子化に対して非常に関心を持っております。いかに子どもが生まれる、つくりやすい環境づくりをするために、文部科学省も今、動いているということであります。

そこで、この中をちょっと紹介しますと、文部科学省は来年度から、幼稚園を活用した新たな子育て支援に乗り出す方針を固める。私立幼稚園を対象にした特定預かり保育事業で、私学助成により財政支援の対象を、一日当たり現行の4時間から6時間までふやす。仕事や介護などの需要を抱える保護者の要望にこたえていくとか、あるいは、その保護者が子育ての第一義的責任を有することや、子どもを安心して生み育てることができる環境整備を行っていくということ、あるいは、これは8月22日の新聞ですが、少子化の流れを変えるため、改めて国、地方自治体、あるいは企業などが一体となって、もう一段の対策を進める必要があるということであります。

8月22日の朝日新聞に載っておりますが、次世代育成支援対策推進法に基づいて告示される指針では、いろいろなことありますが、二、三点紹介したいと思います。

市町村の行動計画の内容の骨子。これは2005年から10年間、少子化対策の活動計画は義務づけられますので、もちろん行政も義務づけられますので御案内とは思いますが、地域における子育て支援、専業主婦家庭などを含めた、すべての子育て家庭への支援サービスの充実を図る、保育サービスの提供体制を整備するとか、あるいは、子どもを生み育てることの意義の教育、若い方がいかに子どもを生み育てなきゃいけないかということの教育、それから、問題解決能力などまで含めた確かな学力を身につけることとか、あるいは職業生活と家庭生活との両立推進、あるいは、職場優先の意識を解消するための広報・啓発活動、そういったもの等々を今、非常に取り組んでおるということであります。どうか、その辺についても御理解をしていただきながら、この問題の早期解決をお願いしたいと思います。

それから、今、合併論議がどんどん進んでおりますが、私は合併も非常に大事と思います。しかし、合併は50年に一度の大事業ですが、この少子化対策は、これはとてもこの国を左右する大きな事業でありますので、ぜひともこれは国がやる、県がやるということではなく、各地方の自治体がいろいろな角度から発信をしていただきながら、自分たちが将

来の少子化に歯どめをかけていくという強い意思を持っていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に1点だけ質問させていただきます。

先ほど松浦市長から答弁いただきましたように、平成16年度から、市内の保育園で休日保育に取り組むという意向が示されたということを伺いましたが、この保育園はどこの保育園なのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（中司 実君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 先ほど、休日保育の実施につきましては、市長からも答弁をいたしておりますが、13年、14年につきましては、継続的にこの事業に向けまして、市内の各保育園をお願いをしております、実施されるまでに至りませんでしたから不執行としております。

それから、16年度に向けまして、そういった15年度も継続的に、これは西佐波保育園が実施しようと、今、やっておいでになりますので、私どももまた、15年度どこからも、ほかには手が挙がっておりませんものですから計上しなかったと、こういったことでございます。先ほど答弁、市長からしていただきましたように、今、この保育園と、休日保育の実施に向けまして一生懸命協議しておいて、実現に向けて協議をしておると御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 15番。

15番（馬野 昭彦君） もう1分ぐらいありますから。先ほど壇上から申し上げましたように、平成10年3月でもやると言うちょるんですね。11年でもやるということが、これ議事録に残っておるんですよ。もう5年も6年も、そういう議会で発言したことが守れんようなことでは、これいかな問題かと思うんですね。これやっぱり市民に、それはいろいろ不安を与えるというのか、何かそういったことにつながるような気がしてなりません。

最後に、松浦市長、どうなんでしょうか。もう来年度から必ずやるということは言いにくいかもしれませんが、それに近いようなお答えをちょっと最後に聞かせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） ただいま部長が申したとおりでございます、調整が整ったようでございますので、来年には実施できると、そのように私も思っております。

15番（馬野 昭彦君） ありがとうございます。

以上で終わります。

議長（中司 実君） 以上で、15番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、20番、松村議員。

〔20番 松村 学君 登壇〕

20番（松村 学君） 明政会の松村でございます。それでは、通告に従いまして、質問いたします。

市民参画の時代に対応すべく、市民活動についてお伺いいたします。

市民活動は、地域社会、あるいは地域を越えたさまざまな課題の解決に向けて、年々活動が活発になり、市民生活に与える利益ははかりしれないものとなっております。地方分権へ移行していく中においても、従来の行政主導型から、市民参画型へのシフトは強く求められており、これまでの公共サービスは行政のするものという、行政に何もかもやってもらおうという考え方から、自分たちの住む地域のことは自分たちで決め、必要に応じて自分たちも公共を担うという意識に大きく転換されてきております。まさに、市民が自覚と責任を持って市政に参画し、行政と分担作業をしていく第三の分権を進めることは、広域の県央合併を進める本市にとっても一番考えなければならないことであり、行財政の効率化はもとより、身近な行政、住民自治という望ましい自治体の姿をつくり上げることができるわけであります。

さて、その市民活動をどのようにサポートし、市民参画、地域コミュニティの醸成を図っていくかは、以前の一般質問で御指摘させていただきましたが、市民活動をしていく上で支障となる問題点として、1、行政側の窓口が多岐にまたがっている、2、活動資金の問題、3、人材不足、4、情報収集力の低さ、5、活動拠点が無いといったことを挙げさせていただきます、これらの問題を解決するために、総合の相談窓口と創作の場としての機能を備えた市民活動支援センターの設置を要望させていただいたところです。

その後、執行部におかれましては、支援センター設置に向け、庁内会議、研究等を重ねられ、本年度2月10日には、市民団体関係者による市民活動支援促進会議を立ち上げられ、市民活動支援のための基本施策の検討、支援センターの基本的機能、レイアウト、そして市民活動促進支援の基本方針の検討を11回、約6カ月の会議にて取りまとめられて、7月に市長のもとへ提言書が提出されたと聞き及んでいます。

そして、ことし11月には、暫定的に支援センターが立ち上がるということで、まず、執行部の理解に感謝を申し上げますところでございますが、これから、どのような支援センターになってくるのか、大変興味をわいてくるところでございます。当然、センター設立

後においても、市としても側面的なサポートをされると思いますし、立ち上げ当初ですから、今後、いろいろな面で検討されると思いますが、3点ほど気になる点がありますので、質問させていただきます。

まず1点目として、市民活動支援センターの管理運営についてお伺いします。

センターの管理運営は公設民営の方向で考えられているということですが、センターは運営上、使い勝手のよい施設になっているのか、センター業務は相談窓口としての機能が果たせる専門的な職員の配置が常時十分できているのか、また、センターの利用時間は勤労者などに配慮した柔軟性のある時間に設定されるのか、お聞きしたいと思います。

次に2点目として、市民活動支援センター設立後の市の支援体制についてお伺いします。

市の側面的なサポートや、市とセンターとの意思疎通、連携体制こそ、本市の市民活動が拡大していくかぎになるとと思いますが、今後の市民活動に対する市の基本的な姿勢と、考えられる施策についてお伺いいたします。

また、施策として、より多くの団体に、より多くの活動の機会を提供できるよう、市民活動ガイドブックの作成と市単独の助成制度の創設をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

最後に、(仮称)市民活動推進条例の制定についてお伺いします。

市民活動と行政の協働や支援策、自治体、市民活動団体、企業の役割や責務を明確化し、新しい社会サービスの担い手としての市民活動の理解に努め、推進していくよう、条例化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、3点を質問し、執行部の積極的な御回答を期待して、壇上での質問を終わります。

議長(中司 実君) 20番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 市民活動についての御質問にお答えいたします。

市民活動支援センターは、平成12年度の岩国市を初めとして、現在、県内の7市町に設置されております。本市においても、この設置につきましては、きらら博を契機とした市民活動の活性化にあわせ、平成13年9月議会で、本件について松村議員から一般質問もいただいております。種々検討をしております。

市民活動の定義といたしましては、「営利を目的としない、市民の自主的・主体的な社会活動で、不特定多数の利益増進に寄与することを目的とした活動である」と言われております。このような市民活動を支援するためのセンターは、ボランティアを初めとする市民活動団体の活動拠点として利用される施設でありますので、先進地の中でも、市民の意見を取り入れて設置した場合には、その利用率が高く、活動状況も活発であるという事例

があるようでございます。

そのため、本市においても、市民の意見を反映させるため、熱心に活動中のボランティア団体の代表者等、合計17名の皆様に、任意の市民活動促進会議を開催していただき、種々御意見を賜りましたところでございますが、その成果として、防府市における市民活動促進支援について提言書をいただいているところでございます。

本市では、市民の意見を反映させた市民活動支援センターのあり方につきまして、かねてから種々検討いたしておりましたが、今年度下期に天神1丁目の天神ピア2階に市民活動支援センターを設置することといたし、関係予算を今議会に上程しているところでございます。

なお、現在、推進しております再開発ビルの公共公益施設としての市民活動支援センターの設置について、同ビルの完成後、天神ピアの2階から移転することも含め、検討いたしております。したがって、今年度に設置いたします市民活動センターは、暫定的な施設として位置づけざるを得ないものと考えております。

以上のような検討結果を御理解いただきまして、1番目の質問の市民活動支援センターの管理運営についてでございますが、管理運営形態につきましては、やはり公営よりも民営の方が利用度も高く、活動も活発なものとなっておりますので、本市においても公設民営の方向で考えております。

管理運営の委託先につきましては、NPO法人、またはこれに準じた団体を想定いたしております。また、人員体制といたしましては、常時最低1名は確保した上で、相談機能が果たせるような体制づくりを受託団体をお願いしてまいりたいと考えております。

利用時間につきましては、ボランティア団体の多くは、仕事を終えてからの会議も多いことが予想されますので、利便性等を考慮いたしまして、天神ピアにあわせ、午前10時から午後9時までが適当と考えております。

2点目の御質問の、市民活動支援センターの設立後の支援についてお答えいたします。

まず、市の基本的な姿勢といたしましては、冒頭に申し上げました市民活動の定義を念頭に置きまして、その自主的・主体的な活動を尊重するとともに、場所の提供等、側面的な支援をしてまいりたいと存じます。

次に、市民活動ガイドブックは、市民へのPRや、団体間の連携等で有意義なものとするので、これの作成につきましては、管理運営の受託団体をお願いしてまいりたいと存じます。

助成につきましては、現在、国の緊急雇用制度や、マツダ財団、やまぐち県民活動きらめき財団等、いろいろな財団から各種の助成がされておりますので、原則、これらの助成

で対応していただきたいと存じます。市独自の助成制度につきましては、今後の検討課題にさせていただきたいと存じます。

3点目の御質問の、(仮称)市民活動推進条例の制定についてお答えいたします。

平成11年10月に設置されました、やまぐち県民活動支援センターにつきましては、当初は条例の制定がございましたが、平成14年3月に山口県民活動促進条例を制定されております。

一方、県内の先進地につきましては、市民活動推進条例を制定しているところはありませんが、本市においては、今後の利用状況、活動状況、及び再開発ビルへの移転を視野に入れて、今後の検討課題としてとらまえてまいりたいと存じております。

議長(中司 実君) 20番。

20番(松村 学君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、山口県の中でも山口市が今、一番成功をおさめていらっしゃいますので、この辺の例を参考にしながら、再質問をさせていただきたいと思います。

先に、今、利用時間についてでございますが、10時から9時まで。これは、今、天神ピアの開館時間であります。私が言いたかったのは、恐らく今ごろ、勤労者の方々というのは9時過ぎてもまだ仕事で、なかなか来れない方がいらっしゃるわけです。そういうところを、例えば11時くらいまでは、時と場合によりますよ、山口市ではそれが可能らしいんですけど、時と場合によっては、例えば表通りのシャッターを閉めておいて、横の天神ピアのドアから入って、会議がある場合のみ使用可能と、そういうふうな配慮もしていただけたらということで、これは要望しておきますが、ぜひお願いしたいと思います。

次に、施設についてでございますが、御答弁の中でちょっとお答えがなかったような感じがするんですが、実際、私、天神ピアの2階の方へ先日、伺わせていただきました。そうしたら、2階部分は今、空調設備もないですし、壁も大分傷んでおるようにお見受けしました。そういうところで、施設の整備というのをきちっとやってくれるのかなと。と言いますのは、今回の補正で、一応需用費30万円、委託料186万7,000円、備品購入費で50万円ほど、今、上がっておりますけれども、これで実際、施設の改修等ができるのかなというのはちょっと疑問ではないかなと思うんですが、その辺のところもちょっと御答弁お願いいたします。

議長(中司 実君) 総務部長。

総務部長(嘉村 悦男君) 最初の要望の利用時間でございますが、どうか市民活動支援センターの開設にこぎつたということで、天神ピアを間借りするという状況でございますので、その利用時間帯については、間借りするという立場の御理解をいただきたい

と存じます。

施設の内容でございますが、今議会に提案しておりますとおり、議員さんの御指摘の金額のとおりでございます。とりあえず、市民活動支援センターの開設、あるいは場所の提供、そして側面的支援にこぎつけたという状況でございます。空調設備、あるいはほかの委託料等々、十分な金額、必ずこれなら満額だという金額には至っておりません。しかしながら、いわゆる市民活動支援という、行政の側面的な支援といったことでの予算でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） 利用時間については、今、先ほどそうおっしゃいましたが、恐らく今後も市民団体の会議の方々とお話し合いもされるんだろうと思うので、ちょっと検討していただきたい、そういうことでございます。

そして、施設についてでございますが、実際、入りやすい雰囲気をつくっていくというのは、市民活動支援センターの場合一番大切なものだというふうに、私は関係者の方々からいっぱい聞いているんです。それで、実際ぼろぼろで、入り勝手が悪いようなところへなかなか行こうという気にはならんわけでありまして、そういうところで多少なりとも今後、ないのはわかっておりますし、検討していただきたいなということでございますが、いかがでしょうか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） お答えいたします。

限られた予算の範囲内でございますから、例えば壁等が云々ということであれば、壁紙を需用費の中で買ってきて張るとか、あるいはポスターとか、連絡簿とかを壁に張りつけるとか、そのあたりは、やはり運営を委託する団体とも協議して、工夫をしてみたい、そのように考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） よろしく願いいたします。

それでは、実際、このセンターの機能として、どういうものが備わらなければならないのか確認しておきたいんですが、総合の相談窓口というのはもちろんですけども、登録制の市民活動人材バンク、市民活動だよりの作成、データベースの作成、運用ネットワークづくりや啓発イベントなどの企画や開催、作業場所の提供と各団体の事務代行、こういうものがセンターの業務としてあるわけですが、先ほど今、おっしゃいましたけど、職員

の配置としては常時1名としてということでございましたけれども、実際、この方の採用はどのような形で採用されるわけですか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 委託でございますので、あるいは行政は側面的な支援というふうに申し上げておりますように、行政が雇用するということは考えておりません。したがって、いわゆる受託団体、いわゆるボランティア団体等の方で、あるいは当番制で来ていただくとか、その辺の雇用の形態、あるいはお手伝いの形態というのは受託団体の方と協議しながら、受託団体が一番やりやすい予算の範囲内で、やりやすい方法等をお願い申し上げていきたい、そのように思っております。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） 先ほど本会議で、助役にも補正予算の説明がありましたとおり、これは緊急雇用で雇用されるということですね。つまり、パート職員になってくるのではないかなと思うわけです。実際、パート職員の体制でこういう専門的な業務に対応できるのかなと思うわけです。

例えば、今、山口市が立ち上げ期にどのような形でやられたかというのを御紹介しますと、まず、常勤の嘱託扱いですね、これは市で言いますと、これが1名。パートが3名での対応ということです。現在は今、常勤5名で、パートが4人という体制まで整ってきたんですけど、さらに実際、初めの業務の一元化という作業が大変難しいと思います。パート職員も当然把握していただいて、その団体と行政をつないでいただかなきゃいけないわけですから、そういう意味で、山口市としては、市の職員を常時1名、交代制でその作業に当たったと。センター業務と行政の役割分担をどの辺までやっていかなきゃいけないかというのを、最前線に出てやられたということです。

ここで重要になってくるのが、その常勤のセンターの代表的な役割をする人なんです。山口市では、県のボランティアセンターで働いた経験を持たれているというふうに聞いております。ボランティアコーディネーターといかないまでも、少なくともこのような経験を持たれている方が引っ張っていかないと、ゼロからのスタートですから、ただ、座っているだけというわけではないわけですから、ついていけない状況になるのではないかなと、私は想像してしまうんです。

実際、山口市の市民活動支援センター「さぼらんて」で働いている方に、いろいろと聞く機会がありまして、実際、行政とNPO、任意団体との接点、間に立ってもらえる人が育つか、育たないかが、センター設立の成功、不成功に非常に大きくかかわってくるんだよと。実際、その責任はセンターと行政の両方にあるわけです。そして、実際、市民団体

には力がないわけですから、実際は行政が初めのうちはバックアップしていかなければならない、理解が必要なのではないかなと思うわけであります。

それで、最後におっしゃっていましたが、「実際、人が要るところには要るんだよと、これは、行政の方が一番認識していただきたい。我々、山口市はこのような配慮があったから、今、いろんな事業を任せていただいて、大変大成功をおさめることができた」というふうにおっしゃっていました。

それで、市長、お聞きしたいんですけども、実際、市長自身、経営者の経験もごさいますから、こういう人員配置というのは大変専門でいらっしゃると思いますので、ちょっとお聞きしたいんですけども、実際、こういう複雑な業務をパートの職員が1人で対応できるかどうか、この辺について、市長としてどう思われますか、お聞きします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） その方の能力にもよります。パートで来ていただいている方が素晴らしい能力を持っておられる方であれば、十分対応はできると思います。また、どんな立場の者を行政が仮に用意したとしても、その方がそれだけの能力がなければ、お役に立っていかなくなるわけでございます。

私といたしましては、とりあえず今、天神ピアの2階に、今回の補正予算を組んで、出させていただいているわけでございますので、その運営状況を注視しながら、これからの対応に万全を期していきたいということで御理解をいただきたいと存じます。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） もう一つお聞きしたいんですが、やはり職員というのは、こういう専門的な職員になりますと、長い経験というのは本当に大事になってくると思うんですね。そこで、やっぱり人材を育てていくには時間がかかると思うわけですけど、市長としては、その辺どう思われますか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 一般的に、人材を育てていくには時間がかかるものであろうと、そのように考えております。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） 実は、この緊急雇用対策事業というのは、実際半年で雇用期間が終わってしまうわけです。つまり、再雇用できないわけです。このようなところで、こういう専門的業務がこなしていけるのかなと。例えば、今の悪い例に挙げるのも忍びないんですが、TMOの今の事務局にしましても、今、これも緊急雇用で雇われたということですけど、せっかくなれてきたと思ったら、もういなくなってしまうと。そして、常勤

の事務局、商工会議所から派遣された事務局の方も実際、多分恐らく1人で重圧に耐え切れなかったのかな。そういうふうな、私としては判断をしているんですが。

まず、そういうふうに、半年でまた再雇用、半年でまた再雇用というような形で、実際、人が育つのかなと思うんですけど、その辺は私は配慮していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 商工会議所で雇用されたお方がどういう事情でおやめになったのか、それは私はよく承知をいたしておりません。したがって、何ともそのことについて申し上げようはないわけですが、私も個人的な思いの中で、いろいろな先進地の個人活動支援センターを実地に見学もし、勉強もしてまいっております。そうした中で、防府市における個人活動支援が、今までどういう形で行われていたか。いろいろなさまざまな機関がお手伝いをさせていただいてきたのは事実でございます。何もしないで手をこまねいていたわけでは決してないと思っておりますし、それを一つの形にまとめて、より充実した個人活動の支援をさせていただこうということで、今、まさに一步を踏み出したところでございますので、今までお骨折りをいただいた行政の各機関の方々の意見もしっかりよく聞きながら、そしてまた、現実に活動しておられる民間のボランティア活動の方々の御意見もお聞きしながら、何せ、こういうまことに厳しい経済情勢下でありますし、大きな課題を抱えておる自治体でございますので、そうした中での整合性を図りながら、御期待にこたえる道を探っていきたいと、そのように思っておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） そういう気持ちはわかりますので、今のこのままの緊急雇用対策事業で半年交代でやめていかれていくというような体制を、新年度あたりでちょっと、暫定的で予算もない中でやられているというのは十分承知しております。大変、私もすごいありがたく思っておりますので、そういう意味で、ぜひ新年度の検討材料として、この業務に対する人材、今さっきも言いましたように、この人材、センターの中核になってくる人材というのが、一番このセンターの成功するか、不成功になるかという、これが一番かかってくるところでございますので、一番私としては、要望しておきたいと思います。

それでは次に、支援体制についてです。

市の支援体制としては、これからもいろいろ御協議されるんでしょうが、一般的にガイドブックの作成、助成制度の創設、情報の収集や提供、市民活動の実態調査。そして、これは山口市がやられていますけど、市民活動を評価・監視するための第三者機関の設置と

いうふうな形で、基本的にはあと財政支援というふうな形になってくると思いますけど、やはり一番大事なのは、やはり理解していただきたい。本当に親が子どもを育てるように、後ろから支えて、前に出てやれと、出る出るというふうな気持ちで支えていただきたいなと思います。

それでちょっとこれも御確認しておきたいんですけど、山口市で今、13年度のセンターへの委託料、4カ月分として463万円です。14年度が1,556万5,000円。15年度で2,175万1,000円というふうに、センターの運営経費が、だんだん事業が拡大していく、市からもいろんな業務を委託されるわけですから、そういう意味でどんどんふえてくるわけですね。そういう意味で、先ほどの御答弁も少し聞きながら思うと、今後の見通しとしては大丈夫なのかなと、ちょっと心配になるんですが、その辺のところは執行部として、どのようにお考えなのか、研究されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） お答えします。

本年度、その財源として緊急雇用対策を導入させていただきましたけれども、この事業は次年度、16年度まであるようでございますので、市長からお答えいたしましたように、次年度についても緊急雇用対策を財源としたものというような方向性が考えられるのではないかなと、そのように思っております。

なお、金額につきましては、本年度、とりあえず場所の提供等々で、その活動拠点の提供をさせていただきましたが、その活動の状況等々を検証しながら、あるいはその必要度に応じて、金額の多寡等については検討してまいりたいと思います。その内容がよろしければ、これは本当に必要ということになれば、山口市のように市民活動の業務の中身について、どんどんこの事業も、あの事業もというふうに膨らんでいきますと、その支援の助成金の中身も膨らんでくると思いますけれども、要はその市民活動をされる方の内容等々をよく精査し、あるいは協議し、その中で本当に必要であればという方向性で検討してまいりたいと、そのように思っております。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） ありがとうございました。

先ほどの、第三の分権というふうに、ちょっと大げさでございますが言わせていただきましたが、やはり市民もこれから公共部分を担えるところは担っていくと、先ほどの一般質問にもありましたけれども、本当に育ってくると、いろんところでメリットが出てくるんです。しかも、経費的にも全然かかってこないんです。そういう長い目で見ると、この

市民活動を育てることは、特にこれからの広域合併を考える場合、きっといろんな意味で目の届かないところは出てくるわけです。そういうところを市民活動が支えていくと、このようなコンセプトを持って、この市民活動支援というものに私は取り組んでいただきたいと思います。

それで、またさらにすみません、たびたび山口市の例でございますが、山口市では今、子育て支援を多くの団体が集まって、この前、NPOを立ち上げられたんです。それで、これが「ほっとさろん西門前」というんですけど、これが今、空き店舗を借りられて、子育て支援を中心に託児所とかをやられているわけです。もう一つが、高齢・障害支援のNPOも同時に、同じような形で立ち上がっております。それで今、商店街の中で、そういう福祉分野のサポートを、市じゃなくて、民間がやっておられるわけです。

この効果というのが、実は市の担当者の方に聞いたら、実際の役所の人間が同じ業務をするのと比べたらどれくらいになるんだということを聞いたら、大方10分の1ぐらいの経費で済むんじゃないかと。この市民活動支援センターの活動経費自体でも、恐らく公設公営でやるよりは、恐らく10分の1とか、5分の1ぐらいで済んでいると思います。実際、周南、岩国の方だったら、もっと需用費自体の経費以外の人件費という経費で、恐らく膨大な金額が出ていると思います。それに比べたら、まだまだ、別にふやせばいいというものではありませんけど、とにかく整えていただきたい、やりやすい状況を整えていただきたいということでございます。

今、言いましたように、山口市は、そういうふうにNPOの方々に委託を進めて、今、行政サービスというものも考えてやっているわけですけど、防府市としても今、行革で民間委託をやっていますね。ぜひ、こういうNPO団体、任意団体、これからは育ってきたときには、ぜひ防府市も検討していただきたいな。そうすれば、これも同時に支援につながってくるわけです。そういう意味でちょっと御理解をしていただきたいんですが、総務部長、その辺のところをちょっとお願いいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 山口市の「さぼらんて」の例の子育て支援のNPO等々でございますが、老人、高齢者向けと新聞では読ませていただきましたけれども、その実態については、まだ詳しくは報告を聞いておりません。しかしながら、素晴らしいことだなという思いがいたしておるところでございます。

じゃ、それを行政がやるかといいますと、やはりこれはNPO、あるいは市民活動支援のグループの方がやられるということでございますので、やはりこういう、今から行政とそういう市民活動のグループの方で、こういう、いわゆる行政サービスで行き届かないサ

ービスとして、こんなものがありますよとか、あるいはあんなものがありますよとかいったことについては、やはり行政の立場として、こんな角度もあるのではないかといったものについては、また協議もしていきたいと思います。

行政改革もやっておりますが、いわゆる現在の行政についての改革等々でございまして、行政サービスを、いわゆる市民の方にこのあたりよと、いわゆるすき間といいますか、そういったところまで行政改革は検討いたしておりますけれども、議員さんの御指摘の方向性というのは、行政改革、いわゆる市民サービスの向上といったことでは大変いい視点ではないかなと思いますので、そういう行革の中の市民サービスの向上で、そういった視点でとれる業務があるのかどうなのか、そういったことも検討課題とさせていただいたらと思います。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） ありがとうございます。そのように、後ろで支えてあげていただきたい。本当こういう強い気持ちでございます。

それで、ガイドブックにしては、先ほどいい御答弁だったと思いますが、ぜひ、山口市はこのようなものをつくられているんですね。市民活動Q & A、団体紹介リスト、サポートページ、これは全国の助成金の情報等が入っています。これ1冊あったら、恐らくいろんな意味でネットワーク化もつながってくると思いますし、また、助成金にしても、恐らく自分らでやれるようになると思います。ぜひ 山口市でも2,200冊ほどつくって、増刷して、もう残りはないそうです。それぐらい必要とされているものであります。

先ほど、市の助成制度についても検討ということでもございました。実際、防府市の市民活動団体は526団体。NPO法による17分類によりますと、157団体ということでもございます。実は、ここに私はぜひ支えてあげていただきたいなと思うんですが、この157団体以外の369団体の方々、同好会等も含みますけれども、恐らくこの方々が何かをやろうと思って、今、全国にある助成金を申請されても、恐らく通らないんじゃないかなと思います。こういう面を私は育てていただきたいというわけなんです、市の助成制度をつくっていただいて。やはり、今から何かやろうと思っても、助成金も取れない、場所がない、こういう問題を解決するために、そもそも支援センターの存在意義というものが私は出てくると思うんです。そういうことで、ぜひ、市の単独の助成制度、このようなもの。

ちなみにこれまた山口市の例をたびたび使ってすみませんけど、スタートアップ事業、予算総額が100万円で、1団体上限10万円。次に、ステップアップ事業、これも100万円ぐらいで、1団体上限20万円。これは年間の助成事業です。ぜひ、御

理解いただきまして、少しでもいいですから御理解を示していただいて、検討していただきたいなと思います。これは要望しておきます。

それでは最後に、市民活動推進条例についてでございますが、先ほど県の条例もあるよということでした。一応、防府市では、センターの設立条例というのはつくられるんですか、ちょっと教えてください。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 先ほど、市長が御説明申し上げましたが、県においては、県民支援センター等々を他の施設に間借りしているといったところについては、その設置及び運営条例というのはつくっていないわけございまして、今回もいわゆる他の施設に間借りをしているところについては、設置及び管理条例の制定という必要性は考えておりません。

しかしながら、いわゆる市街地再開発ビル等々で、いわゆる市のこれが本当の施設だということになりますと、ハード面の設置及び管理条例といったものは当然必要になってくるものと考えております。

以上です。

議長（中司 実君） 20番。

20番（松村 学君） わかりました。私としても、ぜひ、この市の姿勢というものを条例化してもらうことによって、普遍的なものとしてもらって、ぜひ地域全体が、そして行政内部もそういう意識が変わってくるわけですから、市民とよりよく分業していけるような防府市ができ上がるように、ぜひ条例制定へと運んでいただけたらなと思っております。

最後になりますけど、確かに予算が厳しい折の中でセンター立ち上げということで、私も大変感謝しているところでございますが、一番気をつけていただきたいのは、やはりつくってもらうからには、絶対成功していただきたいなと思うんです。そういうことで、中途半端にやってしまうと、逆に市民から、そういう市民活動に対する信用が失われるわけです。ああ、こんなものかと、ああ、やらない、そうするとまた、行政主導型のそういう図式に戻ってしまうわけです。そうしたら、時代に逆行していくようなことになりますね。やっぱり、市民の皆さんに生きがいを感じていただきながら、また何か行政の公共の中で自分のできる役割分担というのを目覚めさせていく、そういう時代がもうやってきている。防府市も、これは例外ではないということを確認していただいて、私もぜひ、防府市としても、この市民活動の取り組みを、汗を一緒にかいて、やっていただけたらなと思います。ぜひ、お願いいたします。

要望にかえまして、以上で質問を終わります。

議長（中司 実君） 以上で、20番議員の質問を終わります。

この際、ここで、5分間休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

午後 2時58分 開議

議長（中司 実君） 次は、24番、今津議員。

〔24番 今津 誠一君 登壇〕

24番（今津 誠一君） 大変お疲れのところ恐縮ですが、質問を続けさせていただきます。なお、答弁次第ではごく短時間で終わりますので、よろしく願いいたします。

まず、学校給食についてお尋ねをいたします。

現在、小・中学校の給食の実施に向け、防府市小・中学校給食基本計画が策定されていますが、その内容について若干問題があると感じるので、ただしたいと思います。

まず第1点として、計画の中に、センター、つまり共同調理場を市内に2カ所建設する予定となっている点です。私は、センターの方式導入自体には効率性の観点から異論はありませんが、センターを2カ所建設することには、その根拠が希薄で賛成しかねます。センターを2カ所建設すれば、用地取得費、建設費だけでもコストが大幅にアップします。また、それぞれで調理し、配送することになれば、管理費、人件費が何割かアップすることは間違いありません。民間委託をしたとしても、それは同じことです。計画書には、センターは各学校まで車で30分以内に配送できる位置にあることとなっていますが、この条件は、センターを市のできるだけ中央部に建設すれば、1カ所でほぼクリアできると思います。この計画の基本方針を読みますと、給食業務の効率性や、費用対効果にも十分考慮し云々とあります。計画を策定する段階ではさまざまな理想論もありましょうが、現在のとりわけ厳しい財政事情の中で、責任ある行政を推進する立場からは、このような選択は避けるべきではないでしょうか。現在の計画について、再考されるよう求めますが、いかがでしょうか。

2点目としまして、弁当持参の自由は当然認められなくてはならないと考えるものですが、この点については、どのように考えているのでしょうか。給食によって、弁当をつくる手間が省けて助かると考える家庭もありますが、同時に、忙しい中でも愛情を込めた弁当をつくって、子どもに食べさせてやりたいと考える家庭もあります。こういう価値観を尊重することも、教育的見地から非常に大切なことと考えます。

次に、街路樹の管理についてお尋ねします。

緑の効用については、今さら申し上げる必要はないと思いますが、まちの中の緑、特に街路樹の緑は、道行く人々に潤いと安らぎを与えてくれると同時に、まち全体の品格を高める効果があります。視察等で全国のまちを見るとき、緑の豊かさと、そのまちの文化度は正比例しているように感じます。私は、緑は文化度のバロメーターと認識しています。

そこで、我が市の街路樹の管理は一体どのような考え方で行われているのか、首をかしげる事例がここ二、三年続いているので、この点についてただしたいと思います。

まず、一昨年7月か8月、要するに真夏で緑陰が最も欲しいときに、大林寺の街路樹のケヤキがちょうどほうきを逆さにしたような格好で剪定されていました。また、去年は駅南町の街路樹のクスノキが、やはり真夏にばっさりと剪定されていました。そして、ことしもつい最近、天神町と緑町の街路樹のケヤキが、一昨年と同様に痛々しい姿に剪定されていました。だれが発注したのか、木の特性も考えず、木への思いやりもなく、また、美的センスもない剪定の仕方に唖然としました。街路樹が何のためにあるのか、全く理解しないしわざとは言えないでしょうか。

私はかつて、愛知県の豊橋市に緑の視察に行ったことがあります。豊橋市は、市街地の緑化比率が極めて高く、緑の先進地と言われているのですが、ここでは、基本的に植栽はどんどん進めるが、剪定はしないという考え方を貫いていました。木が伸びて、枝が電線にかかれば、枝を切るのではなく、電線を被覆する。枝が伸びて、信号機にかかって見にくくなれば、枝を切るのではなく、信号機を道路の内側に延ばす。街路樹に関し市民からの苦情が出て、安易に妥協するのではなく、市民をよく説得し、剪定はよほどのことがない限りしないという姿勢を貫いていました。私は、こういう姿勢が緑化政策の基本になればならないと思います。

私、市の緑に対する考え方、管理のあり方がいかにも稚拙で、残念でなりません。防府市は市街地の緑化比率がまだまだ低いわけですから、街路樹の剪定はやめて、その分、新たな植栽に回すよう、改めてほしいと思います。このことを提案しますが、理解ある回答をお願いいたします。

議長（中司 実君） 24番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、都市緑化の街路樹の管理についての御質問にお答えいたします。

道路にございます線的な緑地である街路樹は、美観、環境の保全を目的に設けられたものであり、市街地における都市生活の快適性のために欠かすことのできない緑地です。私も緑は文化度のバロメーターであると思っております。本来ならば、樹木は自然と balan

スを保つ自然樹形が望ましいものですが、街路樹の機能を維持するため、技術的管理行為が必要となってまいります。

街路樹の剪定につきましては、樹木のバランスを図る美観上の目的のほか、落葉による通行を阻害する環境問題、枝がはびこることにより病害虫が発生する衛生上の問題、交通標識、誘導標識が見えにくくなることによる交通障害防止、台風等の強風による倒木防止等の観点から、必要不可欠な管理行為であり、今後の剪定におきましては、緑のボリュームや樹木の特性に十分配慮しながら管理し、効率のいい維持管理をしたいと存じますので、街路樹の管理については、特段の御理解をお願い申し上げたいと存じます。

学校給食につきましてはの御質問には、教育長より答弁いたします。

議長（中司 実君） 24番。

24番（今津 誠一君） ちょっと順番が逆になりましたけれども、それでは街路樹のことについて、再質問なり、要望させていただきたいと思います。

市長から、今、剪定の仕方を今後改めていって、自然樹形に近いような形でなるべく剪定をしていくと、こういうことでしたので、ぜひ改めていただきたいと思います。なるべく剪定は極力控えて、その分、新たな植栽の方へ回していく方が、私は理想的なんじゃないかなと考えますので、よろしく願います。

それからあと、何といっても緑化推進のかぎは、いかに市民に緑に対する理解を啓発というか、説得させていくということが大事だと思いますので、いろいろと市民の中には相当、市にがみがみと文句を言う方もあるようですが、我慢強く説得をして、あるべき街路樹にさせていただくように、よろしく願います。

それから、これまでは緑の管理については、旧公園緑地課というところが管理をしておりました。今、それぞれ、街路樹等においては道路課が管理すると、こういうことになっておりますが、望ましいのはやっぱりどこかが一つ、一括して管理をしていくという形がいいんじゃないかなとは思っております。やっぱり、そこには緑のスペシャリストというような方もおると思いますので、そういった意見を尊重しながらやっていけるので、そっちの方が望ましいんじゃないかと思えます。いろいろと法律的にも難しい点があるのかもしれませんが、もし、そういうことであるならば、よく緑のスペシャリストといいますが、そういう人と相談をしながら、指導を仰ぎながら進めていっていただきたいということを要望しておきます。

それからあわせて二、三、提言なり、要望をいたしますが、まず、街路樹と街路樹の間にある低木、これが昨年は夏が相当暑くて、水不足で枯れたところがあります。それから、折れたり、あるいは踏みつぶされて、通路のようになっているところもあります。こうい

ったものは大変見苦しい感じがするので、ぜひ歯抜けの部分については、一日も早く補植をしていただきたいと思います。

それから、同時に低木のわきから生えている雑草、午前中からもいろいろと意見がありましたけれども、やはりこれも非常にみっともないですね。よそから来た子どもが「どうして防府市は雑草を育てているの」ということを聞いたというんですね。それぐらい目につくので、ぜひこれはまちの身だしなみとして、きれいに整備してもらいたいと思います。市長、空き缶とかたばこのポイ捨て禁止条例、それから犬のふん放置防止条例、こういうものをつくって、制定して、まちの美観を高めようというふうな意欲を持っておられると思いますので、ぜひこういったこともあわせてやっていただきたいと思います。

それから、これも先ほどからいろいろと出ておりますが、この雑草の除去ということになると、これまではシルバーセンター等を活用してやっておるようではございますけれども、これも相当経費がかかってくると思います。そういうところから、今もなかなか整備されていないと思うんですが、やはり市民の皆さんの力を借りると、ボランティアの活用も一考ですので、ぜひ今後、ボランティア団体の育成、拡充、こういうものも図って、まちはもう市民みんなのものでありますので、市民全員がまちをきれいにする、こういった形にしていただくと大変いいなと思っておりますので、よろしく願います。その点、ちょっと総務部長、あれば。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） まちは市民のものというのはおっしゃるとおりで、大変私も同感でございます。ボランティアでということでございますが、私は田舎に住んでおまして街路樹はございませんけれども、地域の道は、木が覆いかぶされば地元自治会が出て、きれいに清掃しております。

先ほど、ボランティアということで、市民活動支援の一般質問がございましたが、今回、提案いたしておりますのは、例えば植物を育てるときには、小さな畑を準備をしたかなというような状況かと存じます。したがって、これから街路樹の雑草等の管理につきましては、そのボランティア団体の方が集まって種をまき、また、その植物を育て、花が咲くというような状況で、結果として花が咲いた時点が、いわゆる街路樹等々に草がなくなっている状況であるのではないかなと思います。まだ、そういう組織も種まきもされておられませんので、せっかく市民活動支援センター等を提案いたしておりますので、先ほどもお答えいたしましたように、こういう活動もできますよということについては、側面的に提案等もしていきたいと存じます。

以上です。

議長（中司 実君） 24番。

24番（今津 誠一君） あわせて要望をしたいと思いますが、実は、市役所の前の道路もそうなのですが、どう考えても街路樹にふさわしくない木が植えてあります。これはお気づきでしょうか、市の木ということでサンゴジュが植えてありますが、この木はどう考えても生け垣に適した木で、街路樹には到底向く木とは思わないので、これあたりもぜひ植えかえをしていただくようお願いしたいと思います。

それからもう1点。植樹柵で、これがあるにもかかわらず、つぶされているところがあります。アスファルトでつぶされておって、何でもこういうことになっておるんだろうなと不思議に思うんですけども、ぜひ、そういうところもどんどん植樹をしていただきたいなど、このように思います。要望として申し上げますので、よろしくをお願いします。

議長（中司 実君） 以上で、2の都市緑化についてを終わります。

次に、1の学校給食についての答弁を求めます。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 学校給食についての御質問にお答えいたします。

共同調理場（センター）を2カ所設置することについてのお尋ねでございますが、学校給食は児童・生徒に対する食の指導と、献立の作成、調理、洗浄、配送等の給食業務の2つから成り立っております。また、どこでどのような施設により給食業務が行われるかにより、自校方式と共同調理場方式 この中には親子方式も含まれますが、があります。教育委員会といたしましては、これまでの防府市中学校給食検討協議会や、防府市教育委員会の協議結果、防府市議会教育民生委員会の要望書、さらには防府市行政改革委員会の答申や、防府市事務量定員管理診断の結果等を踏まえ、防府市小・中学校給食協議会で協議を重ねまして、今後の小・中学校給食について、一部の学校を除き、自校方式から、調理、洗浄、配送業務を民間委託とする共同調理場（センター）方式により実施することを基本方針として決めました。この基本方針は、近代的な調理設備の導入による衛生的かつ効率的な運営及び労働の安全確保など、多角的な視点から、共同調理場（センター）方式と定めたものでございます。

また、学校給食法では、共同調理場（センター）方式の導入や、昭和60年の旧文部省は、地域の実情に応じた適切な方法による運営の合理化に努めることを通達しておりますが、学校給食は学校教育活動の一環として行っているものであり、安全を前提として、合理性、効率性を考えることが重要だと考えております。

したがって、給食業務のきめ細かい対応や、大量調理に伴う効率性を考慮し、防府市小・中学校給食基本計画では、共同調理場（センター）1棟の調理規模数をおお

むね2,500食と決めました。

次に、東西2カ所に設置することの理由でございますが、保護者の方から、共同調理場（センター）方式は給食のでき上がりから喫食までの配送時間が長くかかり、食べるときの味や食感の低下、あるいは、食中毒への危険性を懸念する声をお聞きいたします。以前に比べ、食缶、これは入れ物の方ですが、食缶も冷めにくい構造、材質に改善されたものの、これらをすべて克服するには配送時間をなるべく短くすることが最も有効な解決策であり、重要であると考えております。また、本市は東西に長い市域を有しており、学校の配置もほぼ同じような状況でございます。現在、小・中学校で約1万1,000名の児童・生徒、並びに教職員がおりますので、この調理数に見合った施設、用地や建物が必要となり、1カ所にいたしますと、費用的には若干負担が少なくなることが見込まれますが、学校教育活動としての学校給食の使命、目的、より高い安全性の確保の観点から、東西にそれぞれ1カ所設置することにいたしました。

また、学校給食は児童・生徒の命にかかわる事柄でもございますので、万に一つもあってはなりません。リスクの分散ということからも東西2カ所で5棟の分棟方式を選択いたしました。

次に、弁当持参についてのお尋ねでございますが、御承知のとおり、学校給食は食の教育の一環であり、授業の一つであるととらえております。小学校指導書には、学校給食に関する指導において、食事の正しいあり方や、食事を通して好ましい人間関係の育成、2つ目に、心身の健全な発達に資することをねらいとして、正しく、楽しく食事することについての指導、3つ目に、給食時の清潔や環境の整備についての指導などを行うことになっております。

また、中学校給食におきましては、小学校と同様に、原則的には全生徒を対象としておりますが、食物アレルギーなど、特別の事情のある生徒についての対応や、保護者手づくりの弁当を子どもに食べさせる、いわゆる弁当の日の実施等についても、保護者の代表を含めた防府市学校給食実施協議会において協議したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 24番。

24番（今津 誠一君） ただいま教育長、長々とおっしゃいましたけれども、要するにセンターを2カ所建設する理由というのは、1点が、温かいものを子どもたちに食べさせてやるためだと。それからもう一つが、中毒のようなことがあった場合に2カ所の方が対応ができる、こういうことのように理解します。

それで、まず基本計画の方針には、センターから学校まで車で30分以内の距離が望ましい、こういうことになっております。恐らく、私も運送関係の方にちょっと聞いたんですが、防府市はそれほど広いところじゃないので、よっぽど調理場を西か東が偏ったところにつくらない限りは、大体この30分という時間はクリアできるんじゃないか、こういうことで、私も30分あれば十分行けるなど、このように感じております。

温かいものをということであれば、仮に2カ所つくっても、それは例えば汁物なんかは、恐らく冬場だったら5分もすれば冷めると思いますよ。それは1カ所でもそういうものをちゃんと保温できて、子どもらに温かいものが食べられるような工夫をして、そういうシステムにすれば、それは十分対応できるわけですから、この温かいものをという問題は、私はそういう工夫一つでクリアできるんじゃないかなと、このように思っております。わざわざ2カ所つくる必要はないんじゃないか。

それから、中毒が起きたとき云々と言われましたけれども、そういうときはこれもめったにないことですし、それこそ弁当でもパンでも、十分そのときはそれで対応できるんじゃないかと思えます。

お尋ねしますが、過去、防府市で食中毒が起きて、給食停止したことが何回ありますか。
議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えします。

今、手元には防府市でのそういった事態のデータを持っておりません。

議長（中司 実君） 24番。

24番（今津 誠一君） データはない、過去にあるかもわからん。こういうことをやるのであれば、当然過去にこういうことがありましたと、それを知った上でやらないと、ちょっと驚きですね。

これは市長さん、どうですかね。計画の段階では、いろいろと協議会等でいろんな意見が出る、あるいは理想論も出てくる。それはそれで私は結構だと思うんですが、しかし、やはりこれは現実に行政を執行していく場合は、市の現状というものを総合的に考え、総合的観点から決定していくべきじゃないかなと思うんですよね。そういう意味で、市長さん、行財政改革を市長さんは政策の大きな柱の一つに掲げておられます。この学校給食においても民間委託の導入と、こういうことを決定しておられますが、それはそういう趣旨に沿ったものだとして理解しておりますが、なお、改革、改めるべきところがあるのであれば、当然そういう方向に持っていくべきじゃないかなと私は思うんですけれども、この先ほどの問題がクリアできるのであれば、2つのセンターを1つにすることも再考していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほど教育長から、過去の流れ等も含めて御説明、答弁申し上げたとおりの経過の中で、センターを2カ所ということで進めさせていただいているわけでございます。

食中毒等々のことにつきましては、万々という事態が仮に起こったとして、A所で起こったときには、B所の方は安全に守られていたということよっての安全性の確保ということはあるわけでございます。

それから、地理的な問題、距離的な問題も、私も当初は、なにに30分あればクリアできるのではないかというふうに、私は、もっとも西とか東とか南とか北の外れにセンターをつくれれば、これはもう論外ですけれども、それなりの用地を考えれば時間的な問題はクリアする方法はあると、こう考えたわけですが、現実にもそこでも土地を求めなければなりません。経費が1カ所にしたから半分で済むということはないわけですね。建屋を建てれば、そこに経費が要りますし、また、敷地も当然求めなければならぬ。A地というところが仮に1,000坪で用意ができたとして、B地をA地に持ってくるにしても、そのA地のところにもう2棟分増設することは難しい。ならば、そこでまた土地を仮に1,000坪なら1,000坪求めていかなきゃならない。そして、そこに建屋を建てていかなければならないということなどを考えていきますと、経費的な面において、そんなに大きな差が生じてくるということはないのではないかなというようにも勘案いたしまして、教育長の方からの答弁があったものと思っておるわけでございます。

議長（中司 実君） 24番。

24番（今津 誠一君） 経費的にそんなに変わらないんじゃないかと言われますけれども、やっぱり現実に1カ所と2カ所ということになると、それぞれ管理費なり、人件費なりかかるわけですから、それはコスト的にはかなり違ってくると思いますし、長年積み重ねていくと相当なものになってくると思うんです。やっぱり、1つで何食ですか、忘れましたけれども、十分そこから供給できるものを1カ所でこさえられれば、相当経費が安上がりになると私は思うので、この経費のことは、ちょっと今、市長さんが言われたのは、私は理解できないんですね。

例の食中毒の問題ですけれども、これは何年に1回あるかないかわからないようなことのために、もう1カ所センターをこさえるというのは、いかにも理解しがたいじゃないですか。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えします。

先ほど、市内ではということでしたから、今、ここに持ち合わせておりませんと申し上げましたが、過去も、この食中毒には至りませんが不純物が入りまして、給食に大きな問題を醸し出したことがございますが、今、手元に、全国的には昨年度の食中毒のデータがございます。

学校施設で起こりました昨年度の件数でございますが27件で、患者数が865人となっています。なお、一番大きな問題を醸しましたのは平成8年の0-157事件でございます、43件で、患者が1万5,491人、死者が5名というのがございますが、起こってはならないことではありますけれども、万が一に起こってはなりませんけれども、こういったことが起こるといことも予防措置として考えておくことは、今日の危機管理という面からは特に大事じゃないかなとは思っています。

危機管理は予防措置の面と、それから、起こってからダメージをできるだけ減すという二面性を持っていますけれども、今、我々が2つの場所にこれをつくろうとしているのは、予防的に、あるいは起こらないようにするための万全の措置を講じたいということで、2カ所に設置をしたいということでございます。

議長（中司 実君） 24番。

24番（今津 誠一君） こういう中毒の事件が起こらないようにするために2カ所こさえるというのはおかしいじゃないですか。起こらないようにするのは万全の注意を払ってやるべきことであって、2カ所こさえたら起こらないんですか。そんなことはないでしょう。

今、2つとも私には理解できないんですよ。温かいものを食べさせてやるには、1カ所でもちゃんとした保温の容器なり何なりで持って行って、そして各学校の配せん施設に届けば、温かいものが食べられる。そうすると1カ所でもクリアできるわけです。

食中毒が仮に起きたとしても、そのときは何十年に1回あるかないかのことで、それは弁当でも何でも対応できるじゃないですか。そのために、そのときのために2つをこさえておかなきゃならんという考え方は、どう考えても私には理解できない。

要するに、今後のことですが、なるべく用地の取得をする場合にも中央部をできるだけ求めていただいて、そしてそこで十分対応ができるということになれば、そうするとぜひこの計画を考え直していただいて、そして、市長が言われる行財政改革を進めていっていただきたいと、このように思います。

恐らく後はすれ違いになるから、話してもむだになると思いますので、これで私の質問を終わります。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） ちょっと私の方から補足をさせていただきます。

市の中心部へセンターをとということでございますけど、給食センターは都市計画法で言いますと工場と同じ扱いになります。そうしますと建設をできる場所が、工業地域、それから準工業地域、それから市街化調整区域、この3つに限られてまいります。そういうことを考えますと、中心部への建設は難しいという基本計画の中で判断をいたしております。用地選定がなかなか難しいという判断をいたしております。

議長（中司 実君） 24番。

24番（今津 誠一君） 終わろうと思いましたが答弁がありましたので。

要するに防府市の地形を見ますと、東と西に長いんですね。だから、中心部と私は言いましたけれども、要するに西側にも東側にも時間的に対応できる位置と、こういうふうに理解をしてもらったらいいいと思うんです。そういう範囲で用地を、準工業地域でも何でも結構ですが求めるような努力をしていただけたらいいんじゃないかなと思います。よろしいですか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） たびたびすみません。

議員さんおっしゃるとおりですが、ただ、1カ所にいたしますと、やっぱり学校の給食の時間の開始というのは同じ時間になりますから、運ぶ時間が長くなるということでございます。そうしますと、調理にかかる時間も早くからかかる。そうしますと、調理をしてから口に入るまでの時間が長くなるということも一つあるかと思えます。

それと、輸送に要する距離も延びてきますから、コストも高くなっていくというふうに、私どもは考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 24番。

24番（今津 誠一君） 絶対これでなきゃやらんというような答弁ですけども。

要するに2カ所にしても、配送車はそれぞれ置いておくわけですね。1カ所でもそれなりの配送車は準備できるわけですよ。だから、要するにそこで調理をできれば、はい、スタートという形で各校に持っていけるわけですから、それは2カ所にしたって余り変わらない問題と私は思います。これで終わります。

議長（中司 実君） 以上で、24番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、21番、大村議員。

〔21番 大村 崇治君 登壇〕

21番（大村 崇治君） お疲れのところ恐縮です。本日最後の質問となりました。今しばらく御協力願います。通告に従いまして、質問をいたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、県央部合併と区域区分制度、いわゆる線引き制度についてお尋ねいたします。

現在、2市4町による合併に向けた協議機関であります法定協議会、山口県央部合併協議会が本年3月8日に設置され、合併協定項目である5つの基本的協定項目、合併特例法に規定されている5つの協定項目、その他必要な13の協定項目、そのうちの各種事業に20項目、計42項目について、行政、議会、学識経験者で構成されている57名の役員・委員の方々により、合併協議会や小委員会などで真剣に協議されており、その御労苦に対し、まずもって敬意を表する次第であります。

私は昨年6月定例市議会一般質問において、今後の合併協議の中で避けて通れないのは、区域区分制度の問題であることを指摘しております。そこで、改めて線引き制度について簡単に触れさせていただきます。

現在、山口県においては、第4回線引きの定期見直し作業が進められておりますが、こうした中で、平成12年5月には、線引き制度の改正を柱とした改正都市計画法が公布されています。今回の改正で、県は法施行後3年以内に、県内すべての都市計画区域ごとに都市計画マスタープランの策定が義務づけされたことから、その作業を進める中で、平成14年、昨年8月には、山口県都市計画基本方針を広く県民の声を聞いた後に公表されております。

この基本方針の中で、無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街地の形成を図るため、区域区分制度、線引きでございます、の役割は、都市型社会を迎えつつある山口県においては終わっていないと判断し、今後とも維持継続するとしています。さらに、この基本方針に基づき、県内8つの広域圏の都市計画の方針の策定作業を進めており、既に岩国、周南、下関都市圏については、7月にその結果を公表していますが、柳井、山口・防府、宇部・小野田、萩、長門都市圏については、インターネットを見る限りでは9月から12月ごろの予定となっております。作業がおこなわれているのが現状であります。

県には一日も早く、この山口・防府広域都市圏の都市計画の方針を策定、公表していただき、都市計画マスタープランの策定もあわせて、急いでいただきたいと思っております。

なお、線引きの定期見直しの今後のスケジュールは都市計画マスタープランに基づき、見直し原案を作成し、市の説明会、県の公聴会を経て縦覧し、県の都市計画審議会を経て、平成16年5月18日までに、すべての作業を終えると聞いております。

また、線引き都市計画と非線引き都市計画との合併問題につきましても、そのときの執

行部の答弁にもありましたように、国の都市計画運用指針では、原則として合併時には一つの都市計画を定めて立体的に整備することが望ましいとしつつも、社会的・経済的状況と地域特性に相当な差異がある場合においては、それぞれの都市計画区域をそのまま存続させることができることにもなっています。

そこでお尋ねいたします。

現在、合併協議会においては、約半数以上の項目について、小委員会等で協議が進められておりますが、他市町との土地利用規制など、一番重要な部分が論議されないまま進められているのではないかとおぼやかしく思われます。市長はあらゆる機会を通じて、訴えておられることと存じますが、何せ区域区分制度、線引きを適用しているのは我が防府市だけです。委員の中には県の職員も3名おられますし、幹事会や事務局はそれぞれの市町職員で構成されています。この問題は県が主体性を持ち、市町職員との連携を図り推進すべきだと思いますが、合併協議会における取り組み、考え方についての御所見をお伺いいたします。

次に2点目として、新事務所の位置、拠点についてお尋ねします。

合併の根幹をなすのは新市建設計画であり、新事務所の位置の問題、すなわちまちづくりであろうかと存じます。今後は県都にふさわしい30万都市を目指すからには、当然、効率的な公共投資、計画的な市街地形成を進めていかなければなりません。そして、その拠点となる新事務所の位置は、おのずとして区域区分制度、線引きがされている都市、または新たに区域区分制度を導入し、都市拠点を形成する位置でなければならないと思っています。

このたび示された新市の事務所の位置の問題では、既存庁舎の使用を基本として検討するとの報告がありました。さらに新市建設計画では、こうした現状を踏まえれば、ただ漠然とした表現としか言えません。これから20年、30年後の県都としてのまちのあるべき姿を念頭に論議されるべきであろうかと存じますが、御当局の御所見をお伺いいたします。

次に、循環型社会形成に向けてお尋ねいたします。

平成12年5月、循環型社会形成推進基本法が制定され、ごみの減量と再利用、そして生産者、販売者の責任と、ごみを捨てる人の責任を明確化し、自来、平成13年4月から、家電リサイクル法が施行され、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、テレビ、そして、この10月からは、資源有効利用促進法に基づき、家庭系パソコンのリサイクルが開始されようとしています。このように、ごみを減らし、リサイクルを進める環境型社会を目指す国の基本計画は、10年後に国全体で資源の再生率を4割ふやし、ごみの最終処分量を5,600

万トンから2,800万トンに半減させるなどの数値目標が示されております。

山口県におかれましても、環境の負荷の少ない循環型社会の形成に向けた施策として、産業廃棄物税の導入や、来年4月施行をめどに、全国3番目としての山口県循環型社会形成推進条例の制定に向けた作業に入っております。この条例には、取り組みの輪を広く県民に広げるため、県民や事業者の果たす役割を盛り込み、県民の自覚を促し、ごみの発生、排出の抑制から、分別、再資源化まで、各段階で連携、協力できるシステム構築を目指すもので、県民からの意見募集、パブリックコメントなどもされており、当然、市の意識改革や地域ぐるみの自主的活動は必要となってまいります。

御承知のとおり、防府市は、昭和47年から、環境衛生推進協議会が清掃補助金交付要綱により、毎月、地区ぐるみの一斉清掃により排出された生活系廃棄物のうち、不燃物を市が指定する場所に自治会みずから搬入する、いわゆる自主搬入制度により、清潔で明るいまちづくりの推進が図られております。この要綱は全国でも類を見ない制度で、現在、62の自治会で実施されています。

また、平成3年からは、ごみの減量化、分別収集及び資源の再利用を図るための廃棄物資源化推進事業を実施。現在、対象団体は123団体となっております。この自主搬入導入による事業効果について、私の地区を引き合いに幾つか紹介しますと、約580世帯、48班で構成されています。第4日曜の朝6時半から8時半まで、当番制により分別から積み込みまで手伝い、収集場所は民間の広場を借りており、従来のステーションの設置場所の表示がなく、短時間のうちに作業は終わることなどから不法投棄がなくなりました。2トンダンプ2台はリース契約をいたしており、毎月、各班から1名が出ることにより、今日では地区の大多数の人が1回は経験している状態でございます。分別方法など、ごみに対する意識向上が図られているものと思っております。

また、子ども会も親子により当番制をとられており、環境教育の一環にもなっております。特に自治会内の連帯感が希薄な今日、ごみ収集日を通じ、自治会員の交流が図られ、若い人たちの連帯意識が芽生えつつあります。

そこで、まず1点目としてお尋ねいたします。

市は来年度から、不燃ごみ収集業務の一部を民間委託されようとしています。これからは環境問題、地方分権、合併問題など、行政と住民の橋渡しとしての自治会としての役割は重要かつ大と言えます。自治会組織の育成強化、ごみに対する住民意識の向上を図る上からも、自主搬入地区の拡大、奨励をすることが大切だろうと思います。御当局の御所見をお伺いします。

次に、2点目としてお尋ねします。

県央合併協議の中で、補助金、交付金等の取り扱いについての報告によりますと、清掃補助金の問題は防府市のみで実施しており、事業の継続については、今後の検討事項となっており、調整内容としては、制度の経緯、実績を踏まえ、新市全体の均衡を保つように調整することとなっております。合併後における広域的な施策の一環として奨励、推進することを基本に、今後の調整に向けた取り組み、考え方についてお尋ねいたし、壇上での質問を終わります。

議長（中司 実君） 21番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、線引き問題に関する合併協議会における防府市の取り組み、考え方についての御質問にお答えいたします。

現在、県におかれましては、来年3月を目途に、第4回線引きの定期見直し作業が鋭意行われておりますが、その工程の中で、見直しと大きくかかわる広域圏の都市計画の方針や、都市計画マスタープランの策定作業がおくれておりますことは議員御指摘のとおりでございます。このことから、県当局に対しましては、県央部の合併に向け、早期な対応をお願いしているところでございます。

また、これまでの合併協議の場には、今のところ、この都市計画の協議は提案されておりませんが、いずれこの部門が議題となり、協議しなければならない時期もまいります。この都市計画部門が防府市にとりまして大変重要な調整項目であると同時に、喫緊な行政課題であると認識しておりますし、私もかねてより、事あるごとに、この線引き制度の必要性を訴えてまいっております。

また、この県央合併により新市が誕生いたしますと、広大な行政区域を持つことが予想されることから、効率的な公共投資による秩序あるまちづくり形成を行っていくことが肝要であると考えております。

このことから、今後の合併協議に臨むに当たり、そのことが議題に上ってきたときには、区域区分制度の必要性を主張してまいりたいと思いますので、今後とも、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新市の事務所の位置、拠点についての御質問ですが、新市の事務所の位置につきましては、総合支所方式を基本とすることが小委員会で確認され、現在は本庁の機能のあり方について協議されております。新市の事務所の位置は将来のまちづくりの拠点としての役割を担うことが予想され、また、この2市4町の合併により30万都市が形成されますと、議員からも御提言いただいておりますとおり、効率的な公共投資による計画的な市街地を形成する必要が生じます。

そこで、これまで整合性のとれたまちづくりを行っている防府市こそが、将来の発展性からよりふさわしいと考えておりますので、このようなことを協議会の場でも強く主張し、しっかり議論してまいりたいと存じますので、強力な御支援と御協力をお願いいたします。残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたします。

議長（中司 実君） 21番。

21番（大村 崇治君） 今、市長さんが強くそういう気持ちを持って臨まれるという決意はわかったわけですが、御答弁の中にもありましたけど、既にやはりそうした一番重要な区域区分の問題が、何しろ本題でも触れましたけど、私のところの防府市だけがいわゆる線引きしておるわけですし、やはり、あと1市4町の皆様方が共通の理解を持ったもとの、今、論議されております新市建設計画と新事務所の位置の問題でも、そうしたことはある程度、共通の認識、理解がないと、非常に今の答弁ではやがて出てくるところで、そのことを強く言うと言われましたけど、私はそれではちょっと遅いのじゃないかと思うのでございます。

したがいまして、県当局に、前段申しました今の見直しの問題等につきましても、市長、助役みずから、やはり県当局に足を運んで、強く要望すると同時に、合併協議会にも事あるごと、その辺のことを強く申しただけなければ、非常に悔いが残る今からの作業になるんじゃないかと思うわけでございます。再度ちょっとひとつ、市長の考え方を。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 合併協議会の場でもと申し上げました、答弁では。既に私は複数の方々に、もちろん県、あるいは他の1市4町の方々に、この点は既に半年も前から強く言っておりますし、かなり嫌われるぐらいきつく、この点は主張してきておるつもりでございます。そういう機運が他の市町の議員の皆様方にも理解度が及んでいくように、議会の皆様方の御支援もお願い申し上げたいと思っております。

議長（中司 実君） 21番。

21番（大村 崇治君） 質問でも申しましたけど、この区域線引きをしておる、言いかえれば私は防府市に新事務所を持ってこいとは必ずしも言っておるわけじゃございません。それが一番、今から20万、30万都市を形成していくときに、そういう区域線引きがされておるところがふさわしい、または、もう一つとすれば、新しく拠点を設けて、そこにそうした区域線引き地域をつくっていくと、そういうことを申しておりますから、それは皆様方も共通の理解をいただいております。そういう限定のもとで、今からも市長さんには特に頑張ってくださいと思います。どうぞ、防府市選出の県央部合併協議会の委員の皆様方も御奮起をさらにお願ひ申し上げまして、この項の質問を終わり

ます。

議長（中司 実君） 以上で、1の県央部合併と区域区分制度（線引き）についてを終わります。

次に、2の循環型社会形成に向けてについての答弁を求めます。生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 生活環境部でございます。

2番目の循環型社会形成に向けてにつきましてでございますが、最近の廃棄物行政を取り巻く状況は、ただいま議員さんの御指摘のとおり、限りある資源を有効利用し、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、ごみの減量、リサイクルを推進することが求められております。

初めに、御質問の不燃ごみ及び資源ごみの自主搬入地区の拡大についてお答えします。

地区自治会による自主搬入は、地区内の環境を整備し、清潔で明るいまちづくりの一環として、自主的に、毎月の指定清掃日に継続して行う地区ぐるみの一斉清掃により、家庭から排出された不燃ごみ及び資源ごみを、みずからクリーンセンターに搬入する制度でございます。

この制度は、地区住民の皆様が、不燃ごみ及び資源ごみの収集運搬を協力して行うことを通じて、地区内のコミュニケーションを深めるとともに、ごみ減量やリサイクル等に対する意識の高揚を図ることができる防府市の特色ある制度でございますので、今後とも各地区自治会の御協力を得ながら推進してまいりたいと存じます。

次に2点目の、県央部合併に向けた広域的な自主搬入の奨励、推進についてお答えいたします。

現在、県央部2市4町の合併に向けて、各業務等につきまして、協議が進められておりますが、廃棄物行政は住民生活に最も密着した業務であり、合併後の一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみの現状、排出量の将来予測、分別による収集運搬、処理施設、最終処分等の計画を策定することになります。

さきに申し上げましたように、自主搬入制度は、ごみに対する住民の認識や意識の高揚を図る上で有効でございますので、合併後の収集運搬計画等を検討する中で、防府市の特色ある制度を生かせるよう協議してまいりたいと存じております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 21番。

21番（大村 崇治君） 要望で終わりたいと思います。

まず初めの自主搬入地区の拡大につきましてですが、来年度から不燃ごみの一部を民間委託されようとしております。自治会がみずから運び込むのも民間委託に変わらないわけ

でございます、62の自治会の多くの市民が、ごみの減量、分別に汗を流して取り組んでいる姿をどうぞ御理解いただきたいことを申しておきます。

次の、合併に向けた推進についてでございますけど、合併後における清掃補助金要綱、いわゆる自主搬入制度が仮に廃止された場合に、防府市環境衛生推進協議会の事業推進に及ぼす影響などを考え、今後におかれましても、特色ある制度の奨励、推進に努めていただきたいことを強く要望いたしまして、すべて私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（中司 実君） 以上で、21番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後 4時00分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年9月8日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 弘 中 正 俊

防府市議会議員 安 藤 二 郎